

平成24年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成24年9月26日（水曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 4号 平成23年度中頓別町健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 5号 平成23年度中頓別町資金不足比率の報告について
- 第 8 同意第 2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 同意第 3号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 一般質問
- 第11 議案第46号 中頓別町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第47号 中頓別町寿スキー場設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第48号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第49号 中頓別町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第50号 中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第51号 中頓別町狂犬病予防法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第52号 中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第53号 中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第54号 中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第55号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第56号 平成24年度中頓別町一般会計補正予算
- 第22 議案第57号 平成24年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算

- 第23 議案第58号 平成24年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
- 第24 議案第59号 平成24年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第25 認定第1号 平成23年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第2号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 認定第3号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第28 認定第4号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 第29 認定第5号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第30 認定第6号 平成23年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第31 認定第7号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第32 認定第8号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（8名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 宮崎泰宗君 | 2番 細谷久雄君 |
| 3番 本多夕紀江君 | 4番 東海林繁幸君 |
| 5番 星川三喜男君 | 6番 山本得恵君 |
| 7番 柳澤雅宏君 | 8番 村山義明君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|-------|
| 町長 | 野邑智雄君 |
| 教育長 | 米屋彰一君 |
| 総務課長 | 和田行雄君 |
| 総務課主幹 | 藤井富子君 |
| まちづくり
推進課長 | 遠藤義一君 |
| 産業建設課長 | 中原直樹君 |
| 農業委員会会長 | 角川拓雄君 |
| 産業建設課参事 | 石川篤君 |

産業建設課主幹	山 内 功 君
産業建設課主幹	平 中 敏 志 君
保健福祉課長	小 林 生 吉 君
保健福祉課主幹	吉 田 智 一 君
教育委員長	石 井 英 正 君
教育次長	青 木 彰 君
会計管理者	小 林 嘉 仁 君
国保病院事務長	柴 田 弘 君
国保病院事務次長	長 尾 享 君
自動車学校長	浅 野 豊 君
こども館次長	遠 藤 美代子 君
代表監査委員	三 浦 義 一 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	高 井 秀 一 君
議会事務局書記	田 辺 めぐみ 君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから平成24年第3回中頓別町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において6番、山本さん、7番、柳澤さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

東海林さん。

○議会運営委員長（東海林繁幸君） おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成24年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、9月10日並びに9月13日、議会運営委員会を開催いたしました。その内容を報告いたします。

まず、会期について、本定例会の会期は本日9月26日から9月28日までの3日間といたします。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により会期中に閉会いたします。

本日の議事日程については、日程第1号のとおりであります。

一般質問について、通告期限内に通告があったのは7議員であります。一般質問事項の重複があるので、後から質問する議員は答弁の重複が起きないように注意していただきたいと思っております。

町長提出議案の取り扱いについては、全て本会議で審議いたします。

決算審査について、議長発議により全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、平成23年度中頓別町各会計決算に係る認定第1号から第8号を付託して会期中に審査を行います。なお、その際、地方自治法第98条第1項の規定により検閲、検査権限を同委員会に委任、付与することとします。

意見書について、北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会から要請のあった森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）は、山本林活議連会長から発議されます。全国森林環境税創設促進議員連盟から要請のあった地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）は、全議員に写

しを配付する取り扱いをいたしました。発議者はありませんでした。

閉会中の郵送陳情の取り扱いについては、「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」採択を求める陳情と危険な米軍輸送機「オスプレイ」の配備撤回、および国内飛行訓練中止を求める意見書提出に関する陳情は、全議員に写しを配付する措置をとり、これを議長預かりといたしました。

本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、役場町民ホール及び町民センターロビーに設置されたテレビに配信いたします。あすから予定される決算審査特別委員会も同様いたします。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月26日から9月28日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月26日から9月28日までの3日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告、監査委員の例月出納検査報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

南宗谷衛生施設組合議会報告は、組合議員からいただきます。

宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） おはようございます。このたび南宗谷衛生施設組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

会議名、平成24年第2回南宗谷衛生施設組合議会定例会。

日時は、平成24年9月24日午後2時より開議いたしました。

場所は、南宗谷汚泥再生処理施設会議室。

本多議員と私が出席をいたしました。

会議の結果、報告第1号で平成24年度南宗谷衛生施設組合一般会計4月から7月分を適正と認める例月定例監査報告を受けました。

認定第1号では、平成23年度南宗谷衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について活発な質疑応答が行われ、決算額については歳入歳出総額6億5,666万568円で、

予算額より2,333万9,432円減少し、全会一致で認定となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山義明君） 所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいたさせます。

星川さん。

○いきいきふるさと常任委員長（星川三喜男君） おはようございました。

平成24年9月26日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、星川三喜男。

所管事務調査報告書。

1、調査事項、自動車学校の運営について。

調査の方法は、事務調査。

調査の期間、平成24年6月20日。

場所、議場。

調査の結果。教習生が年々減少してきており、本年も4月から6月までの実績が4名である。教習生の確保が急務であるが、指導員3名体制であるため積極的な教習生の募集活動を展開することもできない状況である。本町の住民だけではなく、南宗谷地域の施設として、今後指導員の確保を最優先に取り組み、施設の存続に努力することを確認した。

そのほか、平成24年8月29日、中頓別町教育基本方針（目指す姿の検討状況）について、検討委員会の基本的な考え方について説明を受けた。これは、提言書の提出後に継続調査といたしました。

また、同じく8月29日、移設後の障害者支援施設天北厚生園の施設整備、それと周辺環境を視察し、施設長から現状と課題について説明を受けました。

また、9月19日、旭川地方裁判所名寄支部に所管事務調査として4名の委員を派遣し、医師養成費貸付金返還請求反訴証人喚問を傍聴しに行ってきました。これは、当事者両方の立証が終了したため弁論が終結し、判決期日は11月16日午後1時20分となった。

また、9月24日には第7期総合計画について4つのプロジェクト会議の事務局から検討経過について説明を受けました。

以上、口頭で所管事務調査報告をいたします。

○議長（村山義明君） 諸般の報告は以上ですが、何か質疑はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成24年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方におかれましては大変お忙しい中、全員のご出席をいただきましたことにまずお礼を申し上げたいと思いますし、また行政委員会として農業委員会の会長さん、教育委員会の委員長さんにもご出席をいただき、また代表監査の三浦さんにもご出席をいただきましたことに感謝を申し上げたい、このように思います。

それでは、私から行政報告として5点報告をさせていただきたいと思います。まず、第1点目は出張旅費の公費二重取り問題についてであります。公務出張時の「ホテルポールスター札幌」への宿泊に係る旅費の公費二重取り問題については、全職員にこれまでの利用実績を記憶に残る限り自主申告するよう求め、9月21日までに過年度分及び現年度分の返納を完了いたしました。また、9月1日以降に同ホテルを利用する場合は、助成制度の適用を受けないよう全職員に通知をいたしました。なお、同ホテルを運営する北海道市町村職員共済組合議会においてもこの問題を重く受けとめ、制度の見直しが図られることになるとの情報を得ておりますので、ご報告をさせていただきます。

次に、2点目でありますけれども、反訴結審の見通しについてであります。前国保病院長を被告とする「貸付金返還反訴請求事件」（債務不存在確認請求事件）は、9月19日弁論を終結し、11月16日に判決言い渡しとなりました。なお、この日裁判長から和解勧告がなされ、10月11日までに和解案が双方に示されることになりましたので、ご報告を申し上げます。

次に、3点目でありますけれども、農業経営第三者継承事業の取り組み状況についてであります。本年8月に北海道農業担い手育成センターから新規就農希望者の情報提供があり、8月下旬に就農希望者が岩手地区の経営移譲希望農家において農場視察を実施した結果、研修に入ることになりましたので、ご報告いたします。なお、研修に入る就農希望者の家族構成は本人と配偶者の2人で、出身は千葉県であります。

次に、4点目でありますけれども、暴力団等の排除に関する合意書の調印についてであります。本年第2回町議会定例会において制定された「中頓別町暴力団排除条例」に基づいて、中頓別町と枝幸警察署との間で9月18日に「暴力団等の排除に関する合意書」を取り交わしました。今後は、今まで以上に中頓別町が行う公共工事や公共施設の利用などから暴力団等を排除して、地域経済の健全な発展と町民の安全で平穏な生活の確保に寄与できるものと考えております。

次に、5点目でありますけれども、平成24年度普通交付税の決定についてであります。地方自治体財政において歳入面に大きな割合を占める普通交付税について、このたび国より算定基準が示されたことに伴い算定した結果、今年度は23億8,052万6,000円となりましたので、報告いたします。なお、国における交付総額は前年度比0.1%のマイナスになっていますが、基準財政需要額算定経費の中で「地方経済・雇用対策費」が創設されたことに伴い、昨年度比13.4%のプラスとなり、前年度当初交付決定額との

比較で2億8,059万9,000円の増額となりました。

以上、5点について報告を申し上げ、なお8月30日以降の一般行政報告につきましては、印刷物でご承知おきをいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について、何か質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎報告第4号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第4号 平成23年度中頓別町健全化判断比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第4号 平成23年度中頓別町健全化判断比率の報告について、総務課長に報告をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） おはようございます。本日はよろしく願いいたします。

それでは、報告第4号についてご報告いたします。報告第4号 平成23年度中頓別町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度中頓別町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率につきましてはございません。発生しておりません。実質公債費比率につきましては18.7%となりまして、早期健全化基準の25%を下回っておりますけれども、監査委員のご意見のとおり今後とも公債費負担適正化計画等に基づきまして公債費比率の低減に努め、より一層の健全化を図りたいというふうに考えます。

以上をもちまして報告第4号とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎報告第5号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第5号 平成23年度中頓別町資金不足比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 報告第5号 平成23年度中頓別町資金不足比率の報告について、総務課長に報告をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 報告第5号 平成23年度中頓別町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度中頓別町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告いたします。

特別会計の名称、国民健康保険病院事業、水道事業、下水道事業、ともに資金不足比率はございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎同意第2号

○議長（村山義明君） 日程第8、同意第2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 同意第2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所は枝幸郡中頓別町字中頓別164番地。氏名は石井英正さんであります。生年月日は昭和24年3月6日生まれの63歳であります。

石井英正さんは、平成8年10月に教育委員に就任され、今月末で4期目の任期が満了になりますが、まだまだ若く、かつ現在は教育委員長でもありますので、今までの経験を生かしていただき、本町の教育行政の振興の発展のためにご尽力をいただきたいと考え、ご提案を申し上げますので、どうか満場一致でのご同意をいただきますようお願いを申し上げ、提案の理由とさせていただきます。よろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、これより同意第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第2号は、原案に決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山義明君) 起立者多数です。

よって、同意第2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり可決されました。

◎同意第3号

○議長(村山義明君) 日程第9、同意第3号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

野邑町長。

○町長(野邑智雄君) 同意第3号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所は枝幸郡中頓別町字中頓別18番地。氏名は米屋彰一。生年月日は昭和26年4月7日生まれの61歳であります。

米屋彰一氏は、4年前に教育委員会の事務局職員としての経験もあり、町行政にいろいろな面で携わってきた経験をもとに教育行政に精通している、こういう判断から教育委員としての議会の同意をいただきました。この4年間、本人は職務に精励をされ、今までの経験を生かして今後も本町の教育行政の振興や発展にご尽力をいただきたいと考え、ご提案を申し上げますので、どうか満場一致でのご同意をいただきますようお願いを申し上げて、提案理由とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、これより同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第3号は、原案に決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山義明君) 起立者多数です。

よって、同意第3号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第10、一般質問を行います。

本定例会では7名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1番、議席番号2番、細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受け付け番号1番、議席番号2番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、順に町政一般について質問させていただきます。私からは、きょうは2点ほど質問させていただきます。

1点目の質問は、増加する空き家、空き地の管理はどうなっているのかという質問事項につきましてお伺いをいたします。近年核家族化が進み、高齢者世帯、独居老人世帯が多くなるとともに、いろいろな理由で当町を離れた方の家や土地が放置されている状況が見受けられる。昨年6月には、町内の空き家の建物火災が発生し全焼、130万円の損害額を出している。不審者の侵入など防犯上の問題、不審火などの防災上の問題、雑草が生い茂り荒れた町並みになる景観上の問題が懸念され、その対応が必要と考える。

空き家、空き地対策について、次の2点を伺う。1つ、事業所を含む空き家、空き地の実態は把握しているのか。また、町民から寄せられる苦情などはないか。あるとすれば、どのような内容か。

2つ、防犯、防災を含め適正な管理が必要と思うが、所有者に対してどのような指導をしているのか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 細谷議員の増加する空き家、空き地の管理の質問について、小林保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、1点目でありますけれども、空き家や廃屋等については、平成22年度に農業振興地域に関する分を産業建設課で、景観上の問題のある建物等についてはまちづくり推進課で調査を行っておりますけれども、市街地の空き家等全てを全体として把握するということについてはできていないのが現状であります。空き地につきましては、町民から問題があるというふうに情報提供をされて、管理上問題があると認められた場合などについて個別に対応するという形をとっておりますけれども、市街地における実態について全体を調査するということについては行われていないということでもあります。町民からの苦情につきましては、建物の倒壊や落雪の危険性、不審者の侵入など防犯上の不安を訴えると、そういった苦情がこれまでも寄せられた経緯があるということでもあります。

それと、2点目でありますけれども、環境基本条例と中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例において空き地、空き家の管理について占有者等の責務を定めているところでありますけれども、前述のとおり全町的な実態調査を行って、それに基づいた指導等

の措置をとるといふところまでは対応できていないのが実態であります。ただ、先ほど申し上げましたように、町民からの情報提供を含め、ふだんの把握の中で問題があると認められる場合等につきましては、所有者等への指導とか協力をお願いするといったような形で対応しているというところであります。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

空き家、空き地問題が悩ましい点は、所有者の私有財産であるため現行の法律ではあくまで所有者の管理責任に委ねられており、隣近所に迷惑状態になっていても第三者が勝手に解体や撤去などの処分ができないところであり、あくまで所有者による状況改善を期待するしか手の打ちようがなく、一歩踏み込んだ対応ができないのが現状だと思います。しかし、今後のまちづくりの観点から見ても、この問題は避けて通れない問題と考えます。このことから、町民サービスの向上や空き地、空き家に関する情報の集約や課題解決を図るためには、地域住民のボランティアでの見回り活動も欠かせないが、やはり町が主体となって情報共有すべきではないかと考えます。また、町の条例があり、環境基本条例、中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の第20条、21条に空き家、空き地の管理に関する条文があるが、まだまだ不十分であると考えます。そのためにも、空き家、空き地の適正な管理に対する条例を制定し、条例に基づいて空き家、空き地の現状を所有者に通知したり町が所有者の依頼を受けて責任を持って除草を行う受託制度などの実施が空き家、空き地の適正管理に大きく寄与すると私は思います。また、町長は平成24年度町政執行方針で快適に暮らすことができる生活環境の整備を訴えました。その実現のためにも条例制定の考えがないのか、町長の考え方を伺いたい。

また、平成13年度から平成18年度までの5年間の時限で廃屋解体撤去助成条例を制定して景観や環境の向上を図ったが、私が見る限りでは不十分だと思われまます。平成23年6月、第2回定例会、東海林議員のこの問題に対する一般質問に中原産業建設課長は再度必要性などを検討したいと述べました。検討した結果をお聞かせください。私自身は、今後の中頓別町の景観や環境美化を考えても、この助成措置は絶対に必要なものと考えます。

以上、2点について伺います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） まず、空き家、空き地等の関係に対する条例の制定、この関係については、それぞれ所管の担当のほうが札幌市のほうで弁護士が入った研修を受けておりますので、そっちのほうから答弁をいたさせたいと思いますし、2点目の問題についても所管から答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、細谷議員のほうからご質問があった現在の本町の環境美化に対する条例がございますけれども、それでは不十分だと。そのために適正管理

の条例を制定すべきという点でございますけれども、確かに全国的に見ればこの空き家等の適正管理に関する条例を制定している自治体もしくは景観条例の中にこのような適正管理の条項を設けている自治体が全道、全国的に見てございますけれども、本当にごく少数の自治体が制定しているというのが現状でございます。

それで、内容を若干言いますと、いわゆる廃屋等で管理不良で景観だとかにも影響を及ぼしているような所有者に対して適正管理の指導だとか勧告だとか命令だとか、最終的には代執行法に基づく代執行ができるというような内容の条例になっているのですが、ただそれを適用させて効果が得られるというのはかなりハードルが高いだろうというふうに思います。その理由としては、先ほど議員もおっしゃってございましたけれども、その所有者の責任を問う法的根拠だとか所有権の問題だとか、代執行になれば公費の投入の問題だとか、さまざまな問題が出てきますので、そういったことから全国的にもまだまだ少数の自治体の制度化になっているのだろうというふうに思いますので、これらについては今後関係各課で十分調査研究をしてみたいというふうに思っております。

それと、廃屋解体撤去の助成の関係でございますけれども、これについては昨年6月の一般質問でもご指摘をいただいたところでございまして、これについては確かにまだまだ町内には廃屋化した建築物等が多く存在しているのが事実でございますので、それと現在国の交付金制度がございまして、その中で不良住宅等に対する解体撤去に対して交付金の適用になるということも新たに出てきておりますので、そういった内容も踏まえた中で来年度実施に向けてどのような内容が可能かということも現在検討しているところでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） 私は、まず空き家、空き地などの条例制定及び廃屋解体撤去助成条例の復活をお願いしたいということと、もう一つ空き家、空き地の問題をひとつまちおこしとして考えられないかとちょっと思っているのですが、高齢化に伴い跡取りが中頓別町に戻ってこない方の空き家、空き地を町が管理して、空き家、空き地バンクのホームページを開設し、所有者が貸したい、売りたいと考えている空き家、空き地の情報を町の移住、定住情報サイトで公開してはいかがかと思うのですが、町の移住、定住サイトから情報を発信することで全国の移住希望者に有効活用され、人口減少対策にも寄与する非常に有効な手段だと思うのですが、ほかの自治体では日本で最も高齢化率の高い群馬県の南牧村では移住、定住を促進し、地域の活性化を進めるために群馬県の助成を受けて南牧村役場と村民で協力して村内の空き家調査を実施し、随時ホームページに情報を掲載し、空き家を紹介しています。その創設について、町長はどのように考えますか。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） お答えを申し上げます。

田舎暮らしを求める方への空き家情報につきましては、現在町のホームページに登載済みであります。しかしながら、現在登載物件についてはありません。町では、日ごろから

空き家情報を得たときに所有者の意向を確認した上で取り扱いを行うこととしておりますので、今申し上げたとおり今後もそういう情報があったときには率先して確認した上で空き家情報を掲載していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再々質問を終わりましたので、最後に一言、空き家、空き地については法的にいろいろな難しい問題も多々あると思うのですが、町民が困っている問題を行政としての確に迅速に一步踏み込んで徹底的な施策をお願いしたいということで、この質問は終わりたいと思います。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。2点目の質問は、今後のまちづくりの進め方という質問事項につきましてお伺いをいたします。当町においても人口減少、少子高齢化が進行し、経済情勢の変化に伴い住民の価値観が複雑多様化している。また、地方分権改革に伴い、みずから考え、みずから実行する地域づくりが求められ、地域間競争がますます激しくなると思われる。本年度、今後10年間の本町のまちづくりの最高規範である第7期総合計画が策定されたが、重要課題となる事業を選択して年次計画を作成するための4つのプロジェクト会議の最終報告書はまだ提出されていない。総合計画策定からその実施計画策定に1年間の空白期間が生じることに猛省を促したい。このような状況で、任期が残り2年半となった現在、本町が地域間競争に勝ち残って存続していくために、町長はどのようなビジョンを持って今後町政を運営されるのか伺いたい。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 今後のまちづくりの進め方について、私からお答えをいたします。

私は、町長に就任以来一貫して町民の方々が自分の住んでいる町に愛着を持ち、地域の自然や文化、人材といったかけがえのない資源に誇りと自信を持ってまちづくりに参画をしていただく町民参加の町政を基本に町政運営をしてまいりました。第7期総合計画についても町民主体での策定を総合開発委員会に諮問し、本年2月に答申をいただき、現在は4つのプロジェクト会議を立ち上げ、町民の方々の判断で緊急度、重要度、独自性などを勘案し、最重要課題を選択をしていただいているところであります。今後は、財政状況を勘案しながら町民の皆さんから最重要課題として報告を受けた事業等を計画的に推進し、町民の皆さんに住んでいてよかった、いつまでも住み続けることができる町を目指し、残された期間最大限の努力をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

今町長からご答弁をいただきましたが、私もこれからの町政運営はいろいろなものをみんなやるという目標を持つより、優先順位を明確にし、めり張りをつけた行政運営が必要だと思う。また、今後の町政運営は主要課題が数多くある中で町民目線に立って事業の選

択と集中を行い、行政サービスに対する町民満足度や行政の評価を高めるような質的な行政改革を行ってほしいと思うし、町民にとって重要性、緊急性の高いものから限られた予算を有効に活用した施策の展開を図ってほしいと思います。

特に私としては、エゾシカ残滓問題については、私が議員になって最初の一般質問から行っているが、いまだ何一つ方向性が見えてこない。私が幾ら頑張っても、まず中頓別地区では毎年400から500頭の割合でエゾシカがふえていると思います。町長、この問題は緊急を要する最重要課題です。今後十分な検討を願いたい。

それと、今までの中頓別町の事業のやり方は、立案し、予算をもって実行するまではいののだが、残念ながら検証もなく、実行してやりっ放しで終わっている事業が多いのが現状ではないか。私も会社の取締役として会社経営をしているが、やはり行政においてもPDCAサイクルを定着させ、実行した結果を客観的に評価、改善し、より効率的な効果的な施策を実行できるように計画、プラン、実施、ドゥー、評価、チェック、評価結果による見直し、アクション、それを生かした企画、プランというフィードバック過程を備えたサイクルを行うことが今後地域間競争に勝っていく一つの方法だと私は思うが、町長の考え方はいかがですか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 今再質問がありましたけれども、初めのほうの残滓処理の問題でありますけれども、これこそ設置をする場合に、言えば設置をした後の利用効果、それからそれに伴う鹿を駆除してもらえる人たちの数、そういういろんなものを勘案しなければならぬだろうと思います。ただ、私は担当課のほうについては25年度中にいろんな部分を調査検討しなさいと、こう指示をしております。それは、まず補助の対象にどうしたらなるのか。それから、補助金がどのぐらい当たるのか、規模がどのぐらい必要なのか。それから、年間どのぐらい地元として鹿の駆除ができるのか、そういういろいろなもの、それが1年後、2年後、3年後、10年後と、そういうことを調査検討しないと、つくって二、三年で利用できなくなるようなことになる、これは町民の方々に大変怒られる施設であります。そういう意味も考えて、この問題については25年1年間かけて調査検討をして、その結果施設を設置するかどうか、こういうことに尽きるのではなかろうかなと思います。私は、今細谷議員から話がありただけでなく、これは東海林議員からも質問がありましたけれども、今鹿問題というのは大きな問題として押さえております。そういうことも踏まえて、調査、検討するように指示をしていると、こういうことでご理解をいただければなと思います。これからの最重要課題については、先ほど申し上げましたとおり4つのプロジェクトからどういう問題が提起されるか、まだ報告がありませんからわかりませんが、その報告が出た後それぞれの課で実施計画をつくって私のほうと相談があるものと、こういうぐあいに思いますので、今後そういう報告は受けた後できるだけ早く実施計画を策定をして、近い議会のときに報告をしてまいりたいと、こういうことでご理解をいただければなと思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○2番（細谷久雄君） それでは、最後に町長におかれましてはようやく軌道に乗った財政健全化への道を外れず、かつ最少の経費で最良のサービスを町民の皆様に提供し、誰もが郷土中頓別町に愛着を持って暮らしていけるように、町民の目線で残された期間町政運営を推進して行ってほしいと思います。

また、町職員の皆さんには、これまでの行政経験を生かして、これからも町民の負託に応えるまちづくりに邁進して行ってほしいと思います。

以上で私の一般質問の全てを終わりたいと思います。

○議長（村山義明君） これにて細谷さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号4番、東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 私は、2つほど簡単に質問いたしました。簡単にというのは、ちょっと抽象的だったかなという反省を込めながら、どう答えてくれるのかなという期待をしております。

まず、1つ目ですが、防災に対する取り組みについて伺います。昨年3月11日の東日本大震災以降、中頓別町の住民も災害に対する意識を本当に新たにし、防災に関する関心は非常に高くなってきました。住民とともに防災を検討する、行政としてまたとないいい機会だと思っておりましたが、町として行政としてどのような取り組みをこれまでしてきましたかということを知りたいです。よろしくお願いします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 東海林議員の防災に対する取り組みについて、今までの取り組みについては、和田総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） ご答弁申し上げます。

最後に今までの取り組みということですので、多少答弁要旨と外れるかもしれませんが、その点は再質問でお聞きいただきたいと思います。

今年度の町政執行方針では、いついかなる災害に遭遇するかは予想できるものではありませんが、近年台風や集中豪雨により甚大な被害が全国各地で見られることから、集中豪雨への対応について関係機関と緊密に協議を進めながら防災訓練の実施を計画してまいりますというふうに町長は表現されました。担当課といたしましては、この方針を実現するために、これまでに防災訓練を実施している近隣町村などを調査した上で、大規模は限定的ながら10月中の実施に向けまして一部の自治会、それから自主防災組織、気象台等のご協力を得ながらたまたま準備を進めているところだということでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 最後に念を押したのだけれども、それではこれまでやってきたというのは防災訓練を来月すべく準備をやってきたということだけですか。私は、この1年半というのは、国も一生懸命震災後の取り組みをやってきていても、なおかつさっぱり

進んでいないとかといろんな人から言われています。ああいった国民全てが大震災に対して援助をするべくいろんな行動をとったり、国も相当頑張って予算化していても、実際にはなかなか進まないではないか、1年半もたつてもと言われていたのです。こういったところを見ると、では1年半、この町何をやったのということになるわけ。少なくとも災害は起こらなかったけれども、その予防対策は何か考えたでしょうと。私も覚えあるのは、気象台の方々を講師にしての防災研修会をやりました。私も防災士のような、何か1日受けてだけで資格はいただきましたけれども、あれをやったことも非常によかったと思うのですけれども、あれだって継続しなければ意味がないと思う。この1年半で1回だけです、あれは。そうすると、私が期待したのは、ではこの災害を受けて町民こそって震災の支援のための寄附も行いました。では、この機会に町もうまいぐあいに、ちょうど住民もやる気になっているから、いろんなどころへ行って自主組織をつくらせるとか、それからそういった全体の防災についての、きょうにも防災会議があるのだけれども、その会議はどうなっているのかなと思うのがまず1点。

それから、町長、前にも議会のとき言ったと思うのですけれども、防災用品の備蓄を考えると、いろんな避難施設に。それを言ったと私は思っているのですが、そういったことがやられているのかどうか。それから、洪水マップもできて、あれも相当非難ありましたよね。避難所が洪水、つかないようにしているのではおかしいのではないかというような話もあった。あれも見直しをしなければならぬという話になっていたと思うのです。

さて、つい先日、利尻富士町だったでしょうか、1年生以上の住民全てに防災シートを含めた防災グッズを全ての住民に配ったと書いてあります。すごいなと思ったのだけれども、遠いところの話でなく、島の話なのです。こういった行政の取り組みもやっているのです、さて少なくともどこかに備蓄しなければならないといった経過もあるから、それぐらいの取り組みをしているのかなと思って期待しているのですが、どうなりましたでしょうか。一遍に言ったらまた大変ですので、これだけ。防災会議の関係と防災物品についての備蓄または配布というようなものを検討しているのかどうか、それだけをまずお願いいたします。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 結論から申し上げますと、実は防災事業関連の予算は今年度を見ましても3万4,000円しか組んでいないわけです。大変少ない予算でありまして、中身は何かといえば防災会議のための費用弁償あるいは土のう袋の代金程度しかないわけです。端的にお答えすれば、これまで防災の取り組みというのが平成14年に防災計画がつくられましたけれども、防災訓練もちょっと全町的なものはこのときに行われましたが、それ以降非常に停滞しておりまして、実に長いブランクを抱えているということだと思えます。したがって、防災会議についてもこの10年間で数えた限りでは2回から3回ということでございまして、なかなか開かれていない。防災会議で何をするかといえば、当然地域防災計画を見直さなければならないという状況になっているわけですが、これについ

でも行われてこなかった。それで、東海林議員から今ご指摘ありましたとおり、東日本大震災以降災害対策基本法が大きく変わりました。それによりまして、一刻も早く防災計画を見直さなければならぬわけですが、それができていないのが今最大の課題であろうというふうに考えております。

それから、防災用品の備蓄については、当然改正された防災対策基本法の中でも備蓄関係についても言われているわけです。ですから、これも取り組まなければなりません、やはり防災計画を今後検討してしっかりつくっていく中で位置づけをしていく必要があるのかなというふうに現段階ではそこまでの段階しか言えないだろうというふうに考えております。

それから、全く取り組みがないということではありますが、実際そのとおりでございますけれども、新しい防災基本法の中では、例えば第7条には住民の責務として住民はみずから災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取り組みにより防災に寄与するよう努めなければならないという一文が入っております、その防災思想の普及とともに、防災も基本的には自助、共助、公助の順に考えるところでありまして、こういったことを広報の7月号等で載せて、少しはそういったことも取り組まれているのかなということでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） あえて再々質問になりますけれども、申し上げますが、この答弁を聞いてこのままやめてしまうと、何を聞きに来たのかわからなくなってしまうので、この際町長、もう一つ町長の口から言ってくれませんか。やっぱり町長がいつも言っている安心、安全な町、暮らしの中に災害に対するきちんとした対応ができていないですよ、ここ。それでは、やっぱり町長がいつも言っている安心、安全と住んでいてよかった町をつくる上の……災害って余りないから吹っ飛ばして、被害があったらそのときに何か補助金もらって直せばいいやでは、これはやっぱり行政としてはまずいと思うのです。だから、今こそ住民もみんな防災に関する、例えば予算がかかるとしても、みんなそれなら結構だろうと。私ども議員としても当然時期があると思うのです、そういう時期が。だから、町長、これ何もできていない防災関係と言わざるを得ないのだけれども、今後、これ当初予算のときにも3万何ぼの防災の経費、これ何だと聞いたら、今はこうだけれども、そのうちに防災の備蓄品もしなければならぬから予算つきますよというような話をしていたと思うのです。正確には、会議録を見ていただければわかると思うのだけれども。そこで、町長、町長の口からやっぱり防災の取り組みについて私から物を聞きませんから、今後の取り組みについて町長の思いだけ語ってください。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 防災に関しては、本当に突然いつやってくるかわからないものがありますから、いつやってくるかわからないものに備えるということが一番大切なことであると、こういう認識を持っておりまして、私ども行政としても今までの災害等々につい

ては平成12年だったと思いますけれども、頓別川の氾濫になるのでないか、そういうような不安を持ってかなりの町民の人たちが右往左往したのでないかなと思います。そういうことを踏まえて平成14年に、言えば集中豪雨に伴う防災訓練を実施したと、こう経過があります。しかしながら、その後一回も防災訓練もされておられませんし、防災計画も修正をしておられません。そういう意味で、これからやはり私どももそういう防災に対する意識を再確認をしながら防災に対する対応を考えていかないとならないだろうと、このように思います。たまたま国もそういう面では開発建設部が敏音知に備蓄品の最低限の備蓄をしていただきました。そういうものをもとにしながら、来年度以降の予算の中でできるものから備蓄品もある程度整えていくと。そのためには、それぞれの自治会だとかそういう、または自治会連合会等々とも相談をしなければなりませんけれども、本年度いろんな準備をしながら、来年度の予算に向けて鋭意努力をしていくと、こういうようなことで今後取り組んでいきたいなど、このように思います。本当に今現在私どもは防災に対する認識が薄くなっていると、こういうことで改めて防災に対する問題について考え直さなければならぬ時期に来ていると、こういうことで認識を強めてまいりたいと、このように思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） ありがとうございます。町長に認識してもらおうということは大変、基本的には大事なことなのですけれども、防災会議ぐらいきちっと開いて、いろんな意味があるので、中頓別町の現状把握だけでもきちっとしたほうがいいと思いますし、いろんな自治会、町内会の関係では災害に強いまちづくり全道運動というのをやっていて、いろんな市町村の防災に関する取り組みが集約されて、こんな本にもなっているのです。この中には猿払村の事例も入っています。いろんな、この研修をやると補助金もくれるようになっていっているので、そういったことをひとつ課長さん方覚えておいていただいて、これから自治会としてもやらなければならないことがあると思いますけれども、町がやっぱり指導していただきたいなというふうに思います。

次に移ります。2点目は、高齢者対策についてであります。高齢者については、我が町は36%以上の高齢化率となりました。これは、もう間もなく40%、そして50%に近くなるのかなという、そんな感じもしないわけでもないのですが、高齢者が住んでいてよかったなと思える町の姿というのは、私も高齢者の一人としてそれなりに描いているのですけれども、町のほうとしての、どのように町としては高齢者が住んでいてよかったと思えることを言わせるための行政はどんなふうなことを描いているのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 高齢者対策について、私からお答えをいたします。

高齢者の皆さん方が中頓別町内に住んでいて、健康で安心して生きがいを持って、いつまでも住み続けられる体制を構築するために、町としては今までの施策等を継続しながら、

かつ第7期総合計画の推進を図り、地域が見守り、支え合い、自主防災組織等を整備して、そして安全、安心、福祉のまちづくりを町民主体で取り組んでいくことができる町の形をつくってまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 質問の仕方もちよっとむちなような質問で、答えにくいことは重々承知で聞いていたのですけれども、例えばここに老人保健福祉計画がことしの3月できました。これには私もかかわってきたのでわかっているのですが、いろんな事業をやりますよという言い方、こういった部分についてはこういった課題があるから、ここを何とかしなければならぬといったのがこの老人保健福祉計画、これはこれでわかるのですが、一体住んでいてよかったと思う年寄り、私の立場でいうと、まず住んでいて病気になったときにきちっと見てもらえるよという健康の問題です。これが私は年寄りとしては一番感じる場所なのです。それから、家も古くなってしまったな、建てかえるにも改修するにももう年金だけではどうしようもないやという住居の問題、場合によっては、施設に入らせてほしいのだけれどもなという施設が今何十人も待っていると。それで、老人施設についても今の養護老人ホームの半分以上はもう特養の対象者なのだよと、実際は、特養のほうに行かなければならぬのが特養はふさがっているから養護はなかなかあかないと。養護のほうへも入れないという実態がある。そういう住居や施設対応がよくなってこない、年寄りとしてはちょっと住みやすいとは思えない。それから、いろんなサービスがあります。ただ、いろんなサービスあるのです。ここにも書いてあります。これは、9月の敬老特集、まちづくりの中でも高齢者サービスの紹介と、いろんなサービスがありますけれども、では老人保健福祉計画の中でやれないサービスというのがたくさんあるのです。中頓別町ではいろんな項目があるけれども、やれないサービスもたくさんある。この中で、ぜひこれだけはやってやりたいとか、そういうようなことがこれから住んでよかったと言わせるためにあるのかどうか。その辺、できればお聞きしたいと思います。

それと、もう一つ、これ長くなって申しわけないのだけれども、ここで健康で安心して生きがいを持っていつまでも住み続けられるというご答弁だったのですけれども、ではここで言っている年寄りの生きがいというものを町側としてはどう生きがいを捉えていますか。趣味や何かを満たせばいいと思うのか、または働きたい意欲のものに仕事を与えるという生きがいを感じさせるのか、その辺考え方はいろいろあると思いますから、ひとつ伺いたいと思います。

私も高齢者の立場でこの町に長く住みたいと当然思っていますけれども、最低この病院で対応できるような、病気のうちは踏ん張ってここで死のうと思っておりますが、この病院でやっぱり対応できないとどこかへ行かなければならぬのかなという不安まで感じるきょうこのごろでございますので、ひとつよろしくお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

まず、健康の問題でありますけれども、病気になったときのことを私は考えているわけではなく、病気にならない前のことをやっぱり真剣に町民が考えるべきであって、ある人の話を私聞いたことがあるのですけれども、中頓別町として何を主眼に置いていますかという話を聞かれたことがあります。そのときに、言えば町民がこの地域で安心して住むためにはやっぱり病院が必要だ、こういう話をしました。ところが、その人は言いました。言えば病気になった後の心配をするよりも、病気にならないための町長施策を考えなさいと、こういう話をされました。私は、そのときもっともなことだなと。言えば健康でいつまでも元気で自分のしたいことができるような身体を、精神的なものも含めて持つことが必要である。そういう意味で昨年度、言えばインフルエンザだとか予防接種だとか、言えば本当に少額のことを受けてもらえるような、そういう施策をとったつもりであります。それによって病気にならない、それから検診等を受けていただいて、自分の健康チェックをしていただける、そういうようなことで、ぜひ私はこれからも病気になった後の対応でなく、病気になる前、病気にならないような、そういう町民の人たちが認識を持って予防接種なり検診を受けていただくと、こういうことに力を入れていきたい、こういうような考え方を持っております。たまたまそういうことを自分が意識をして、認識をしてやったとしても、病気になった場合については病院として存続をして安心して住んでもらうと。こういうようなことで、順番としてはまず病気にならない、こういう認識を持ってもらうと、そういう取り組みをこれからもしていきたいと思いますし、万が一病気になった場合については、病院を存続させて安心してかかってもらうと。しかしながら、総合病院がありませんから、いろんな面でまた病院を移っていくと、こういうこともあり得るのかなと思えます。そういう意味で、できるだけ私は健康で施設に入らないで、在宅で生活してもらえるような、そういう施策をこれからも考えながら実施をしていきたい、このように思います。

また、生きがいの問題でありますけれども、これはそれぞれ人、人によって認識が違うと思えますけれども、働きたい人もいれば、または軽スポーツ等をやりながら地域の人たちと懇談をしながら楽しいひとときを過ごす。または、寿大学等に入っているいろんな講座等を聞いた中でもう少し知識だとかそういうものを向上させていく、そういう認識を持っている人もいるのでなからうかなと思えます。そういう意味で、今までやっているいろんな施策をこれからも継承しながら、ぜひそれぞれ一人一人が自分の生きがいを見つけて、その部分で努力をしていっていただくのをお手伝いをしていきたいと、こういうような認識を持っておりますので、私今でも思うのですけれども、高齢者の65歳というのは昭和20年代に制定をされた年齢構成であります。そういう意味では、今の時代、私は高齢者というのが本当に65でいいのかどうなのかと、そういう部分の疑問もありますから、余り高齢化率にこだわらないで、楽しい人生を送れるような施策をこれからも考えていきたいと、こういうことでご理解をいただければなと思えます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） これは考え方で、私も町長の言うことがもっともだと思うのです。病気になる前に健康づくりをなささいというのは当然の話で、ただこの町に住んでいてよかったというのは、ぼつとぐあい悪くなったときにぼつと病院へ運んでもらえると、救急車も立派なものがあるし、消防忙しいのだけれども、消防の人がきちっとやってくれているという、それから病院も受け入れてくれている、適切に病院の輸送もしてくれるというような、そういう体制が今できていますから、それはいつまでもそれを維持してほしいよというのが年寄りの願いだということです。

それから、生きがいについてはおっしゃったとおりで、ただ私は65から高齢者なんて思うほうがおかしいと私も思いますから、ぜひこういう人たちに意欲、仕事を与えて、どうぞ、そういう人たちの能力を生かすような行政のあり方も考えていただければと思います。これは、答弁要りません。

ただ、町長、1つだけ、もう一つ聞きたかったのは、以前から柳澤議員がうるさいこと言っているのは、保健師さんの活動について、いわゆる病気の予防を行う、それから健康づくりを行うという役割になると、これは保健師さんの活動が非常に大事になるだろうなと思うのです。それで、保健師さんがいかに家庭を回ってもらえるのかということが再三論議されております。私もそのこと自体も、かつて5,000以上あった時代に保健師さん1人だとかしかいなくて、大変な思いをしながらいたのですけれども、そのときの保健師さんは髪を振り乱して遅くまで家庭訪問に歩いていました。そういう実態、私も知っています。それが今2,000足らずになって保健師さんの数は何倍かになりました。そういうときに、うちへ来てくれないなんていう話はあるまいだろうと思うのだけれども、この辺改善されたのだろうか。何回も大分柳澤議員うるさいこと言っていたけれども、改善されましたか。ちょっとそれだけ。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） この保健師の家庭訪問等については、ことしの4月に保健福祉課長が交代したときも、それからその後も課長には保健師の家庭訪問を強化しなさいと。そして、町民の人たちが、言えば保健師さん本当に忙しくて大変だ、こういう話が私のほうに伝わってくれば保健師の増員も考えるよと、こういう話もしていますから、その保健師の家庭訪問等の内容について、担当課長にちょっと説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 先ほどかつて5,000人町民がいらした時代、1人の保健師が髪を振り乱して頑張っているというお話ありましたけれども、今の保健師の現状を申し上げますと、本当になかなか全て町に出るというような活動内容ではないのですけれども、いつも夜遅くまで超勤をして、休日も研修とかそういったような形で物すごく努力をしているというふうに思っています。

ただ、ご指摘のとおりなかなか町民のところに足しげく通える体制にあるかと、そういった活動ができているかというところについては課題もあって、この4月からこういった

ことに対してどういうふうに対応が可能かということについて検討してきているところがあります。

あわせて、今いろんな高齢者、ケースがあります。いろんな困難が生じて施設に入るのがいいのか、在宅をどういうふうにご過ごしたらいいのかとか、そういったことで課題を抱えている高齢者の方がいて、それらの一人一人に対して我々保健福祉課の中でケース会議のような形で会議を重ねて、それらの対応をしっかりと取り組むというふうな形をやっています。その中で、今言ったような問題あるケースについては速やかに保健師が訪問して状況を確認して、それに必要な対応を考えていくというような形で取り組みをしているところであります。さらにどうしても内部的な事務の仕事も多くあるのが実態ですけれども、これらのやり方、そういったものを見直しをしながら、さらに保健師が地域の活動ができるような体制を構築しようということで今考えておりますので、なかなかすぐに結果が出ないかもしれませんが、そういう努力をしているという状況についてご理解を賜ればというふうに思います。

○議長（村山義明君） これにて東海林さんの一般質問は終了しました。

ここで10分程度休憩したいと思います。議場の時計で11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（村山義明君） 引き続き会議を開きます。

受け付け番号3番、議席番号7番、柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 7番、柳澤です。まず初めに、先ほど町長の行政報告にもありましたけれども、旅費宿泊料の二重取りについてお聞きします。

職員の出張時におけるポールスター札幌への宿泊に関して、公費負担の問題が新聞等で取りざたされておりますが、当町での実態はどうか。またどのように対処されるつもりなのか、町長に考えをお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 柳澤議員の旅費宿泊料の二重取りについてお答えをいたします。

基本的なことについては、先ほど行政報告で話しましたとおりでありますけれども、当町の実態等々については総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

ホテルポールスター札幌への宿泊に関する公費二重取り問題につきましては、明確な条例違反は認められないといたしましても、納税者である町民の目には福利厚生制度の悪用と映る問題というふうに認識しております。ただ、同ホテルを利用していた職員は、この公費助成の実態を知らないまま自動的に助成を受けていたというふうに考えておりますけ

れども、道義的な責任を重視いたしまして、町長を先頭に記憶に残る限りの助成額分を自主返納したところでございます。21日までの返納の内容は、今年度4月から8月いっぱいの分までで延べ9人、20泊、5万円、23年度以前につきましては延べ17人、29泊、6万2,350円となっております。総計では延べ26人、49泊、11万2,350円の返納を行ったところでございます。先ほどの行政報告でもありましたけれども、この問題は同ホテルを運営する北海道市町村職員共済組合においても近々制度内容、11月というふうに承りましたけれども、手続の見直しが図られることになっておりますが、緊急的な対策としては9月1日以降同ホテルを利用する場合には助成制度そのものを辞退するように全職員に通知され、実行されているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 対処としては、最低限の対処はされたのかなというふうに思います。

それで、まず1つ疑問に持つのが助成金を受けた方で公費助成を知らなかったと。私は、知らない人も当然いたのだらうと思うのです。ただ、知っていた人もいたはずなのだと思はるのです。少なくともある程度事務にかかわれば当然この共済金というのは出てくるわけだし、町もこの負担をしているわけですから、この負担が何の負担だったかわからないなんていうばかな話はないわけでしょう。そのときに、できることならこの負担は不自然ではないか、おかしくないかという話がどうして庁舎内から出てこなかったのかが私はちょっと残念だと。新聞報道がなかったら多分このままいったのかなというふうに思うと、これがいわゆる公務員が一般常識がないと言われる最たるものだと思うのです。だから、これがやっぱり少なくとも当町だけでもこの経費はおかしくないかという話がなかった。いわゆる自浄能力がなかったという点について、やっぱりきちっと反省してほしい。その点について、ちょっと酷かもしれませんが、考えをお聞きしたいと思います。

それから、共済組合のできた昔からの流れというのがあるのだらうと思うのですけれども、何でこういう制度が現在まで残っているのだらうというのが私はちょっと不思議で仕方がないのです。こういうところが、共済組合に聞かないとわからないのかもしれませんが、共済組合の考え方というのか、ご存じの方は知る範囲で何でこういう制度がいまだに残っていたのか、その点について知る範囲でお話しいただければと思います。

それから、当町においては返納したと。それから、今後適用を受けないように職員に通知したということなのだけれども、それでは今後とも助成はしていくのですか、この共済組合に対して。私は、はなからこの助成をやめればいいだけの話だと思うのです。そうすれば、ポールスターに泊まろうがどこへ泊まろうが、当町が出張した職員には助成が、公費の分の助成は当たらなくなるわけでしょう。だから、その点について利用しないように、あるいは返納するということよりも、そもそも助成やめてしまえばいいだけの話ではないかなと思うので、そうはできないのかどうか。増毛町では、その分ポールスターに泊ま

る場合に限っては支給を減額することにしたと。そこら辺を今後ともこの助成を続けるつもりなのかどうか、その点をお聞きしたい。

ちょっと多岐にわたって申しわけないのですけれども、それから実費制にしている市町村が道内でも5市町村、それで宿泊旅費が3割減になったということです。それで、私も実費制にできないものかどうか。今どき出張でどこか行くとき、現地で宿を探すなんていうことはありますか、現実に。もうみんな出張で行くときに宿泊場所を探して行くでしょう。そうすると、宿泊代もわかるでしょう。まず、年間職員が出張するときに現地へ行ってから探しますなんていう人、誰か一人でもいましたか。いないでしょう。そうすると、実費制ということも検討してもいいのではないかと。その点について、実費制にする考えがあるのかどうか、検討されている町村もあって、宗谷も島の1町が検討するということでしたけれども、ほかには名前がないので、当町としてはどう対応するのか。

それから、組合制度を見直すということなので、これもこれだけたかかれたからもう見直さざるを得ないということだと思っております。だって、そうでなかったら2009年度以降で利用しやすくしてもらうために補助金を上げているわけでしょう、共済組合は。たかかれたら、もう手のひら返したみたいにそんなことも忘れて、制度を見直しますなんて言うけれども、そのちょっと前にあなたたち上げているでしょうという話でしょう。だから、ここら辺をやっぱり、これはあくまで組合で決めることなので、当町がどうのこうのということではないですけれども、やっぱりどういうふうに見直されるか、当町としてもしっかり見届けていただきたいというふうに思います。

以上の点について再質問させていただきます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） まず、1点目でありますけれども、助成を受けた方全員が知らなかったのかということだと思っておりますが、私を含めて、私も2回ほど泊まりまして返納しておりますので、最初の答弁どおり、これは知らなかったと言わざるを得ないと思います。それで、共済組合ですから、我々のお金で出資されているホテルだと、設立されているホテルだということでございまして、我々が泊まったときにはそういう便宜が図られるのかなという程度の恐らく認識ではなかったかなということでございまして、その自浄能力の点からいえば大変反省すべきことであつたなというふうに思っております。そういう自覚が各職員あつたればこそ、素早く全員返納してくれたのかなというふうに考えるとこちらでございます。全員反省をしております。

それから、共済組合でのこのような制度がいつからあつたかということでもありますけれども、これはちょっと歴史的なことでございますので、私の記憶にはちょっとないのですが、地方公務員等共済組合法という法律がありまして、なぜ福祉事業に公費負担ができるかと、労使折半になっているかというのは、地方公務員等共済組合法の133条の第2項第4号でそのように明記されているからでありますので、恐らくこの法律ができて、この条項ができたときにこのような制度は始まってきたのかなというふうに今は推論せざるを

得ないというふうに考えております。

それから、3点目ですか、今後とも助成を続けていくのかということですが、これは最初の答弁でもお答えしたとおり、共済組合側において11月1日をもってこの助成制度そのものを廃止をするという方向で動いているということですので、そのような方向に向かうのではないかなというふうに思います。

それから、実費制をとれないだろうかということですが、本来旅費というのは実費弁償が建前でございまして、ただ実費を完全に弁償するためには、全ての旅費の種目について証拠書類が必要になると。その確保あるいは真偽を判定するのが大変難しいので、あと出張者や事務担当者の事務量を増加させることになるので、民間の宿等の実態を調べてこのような定額制に落ちついているのではないかなと。これは、国家公務員の旅費制度に倣ってのことだと思えます。

それで、実費制にした場合、端的に申せば札幌市あるいは離島なんかの場合、シーズンによっては高上がりになるという場合もございまして、出張場所に近いところに泊まろうと思えば、やはり高い宿しかないという場合も考えられます。逆に安い宿を探せば、用務地まで地下鉄代がかかる、あるいはタクシー代がかかるというようなことが考えられます。それから、何といたっても宿泊料というのは夕食代及び朝食代を含むと、2食を含むということでございまして、それらに伴う諸雑費も含むということでございまして、それを勘案した場合、果たして今定額制が高いかどうかという議論もあると思えます。実費制、定額制それぞれメリット、デメリットが出てくるのではないかなというふうに思います。したがって、今の段階では定額制をやめるということは考えておりませんが、ただ当然実態として平均的な宿代が大きくそと乖離をしていくということになれば、その定額制の今決めている金額自体も見直していくことも必要ではないかなというふうに思っております。

大体今の点でお答えになったでしょうか。そういうことでございます。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 組合のほうで公費負担分について見直しをかけるであろうということなので、それでは組合がどういうふうにこの制度を変えていくのかをまた見ていかなければならないというふうに思います。

それから、定額制か実費制か、今説明があったように、やっぱり出張した場合にはどうしても経費というのがかかるので、私もこれを聞くときにどうしようかなという、ちょっと迷いもあったのです。当然食事をするときに、家庭で食べるよりも外食になるわけですから、どうしても高上がりになるだろうし、人間動けばそれに伴ってお金が絡んでくる。地下鉄に乗ったりタクシーに乗るときもあるでしょう。そんなので、定額制もいたし方ないのかなという気も私もちょっとするのですけれども、ただ、今課長が言われたように見直しも必要かなということなので、大体札幌市、今通常でしたらもう4,000円台から泊まれる宿、結構たくさんあります。それから見ると、当町の場合定額制で9,000円

と。そうすると、やっぱりちょっと高いのではないかなと。ほかの町村から見たら案外、平均的に1万超えているような町村もあるので、それから見るとやっぱり安いのかなというふうには思いますけれども、現実から比べるとちょっと高いだろうというふうには思いますので、見直しが必要なおきもあるような返事だったので、見直しをきちっとやっぱり一回していただきたいと思うので、その点について再度最後に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） これ札幌市だけをターゲットにして考えると、今柳澤議員が言ったように若干高いのかなと。言えば5市町村の平均ベースでいくと、大体7,000円ぐらいの数字でありますから、うちが9,000円ありますから、2,000円ぐらい高いのかなと。しかしながら、その中に夕食代が含まれているかどうかちょっとわかりませんが、大体我々が泊まる場合については朝食つきで何ぼと、一般的にそういう形になっていますから、どの辺がいいのかわかりません。ただ、たまたま札幌市だけでなくいろんなところで会議があつて、たまたま温泉地などでやると、今度は9,000円ぐらいでは泊まれない、全然泊まれないです。その場合は自分で持ち出しと、そういうこともあります。それがいいのかどうか別でありますけれども、今の9,000円がいいのかどうかと。それから、同じ定額制でももう少し下げてもいいのかなと、こういう2通りの考え方があろうかなと思いますから、その部分についてはもう少し調査をした中で定額制の9,000円が妥当なのかどうかという判断をしたいと、こういうようなことでもう少し時間をいただかなければならないかなと思います。

それから、先ほどの話の追加をちょっとしますけれども、共済組合についてはそれぞれ地方公共団体の首長等が入っている議員と、それから一般の組合員の人たちが構成をしている議員と2種類がありまして、その議員が集まって共済組合の議会を運営しているわけでありまして。そういう中で、ポールスターの運営だけでなく、長期、短期、それから福祉事業等の率、それから利用を決めているわけでありまして、そういう中で今共済組合の事務局としての考え方については出張に対する助成はやめると。それから、福利厚生的な、例えば家族が旅行なんかをした場合については、今のところ2,000円ぐらいの助成をしたかどうかという話が出ています。こういうようなことで、11月の実施を目指して議会を開いて決定をしていきたいというような話が、正確というか正式ではありませんけれども、私のほうに情報が入っていると。そして、この宗谷管内から出ている議員は利尻町の田島町長が共済組合の議会に議員として出ていますので、そういうところから情報がまた入るのでなかろうかなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） わかりました。

それでは次に、総合計画についてお聞きします。第7期総合計画に基づくまちづくりが本年7月からスタートしましたが、いまだ実施計画ができていません。実施計画はいつで

きるのか伺います。また、総合計画の策定等に関する条例では、町長は毎年度総合計画に係る実施状況を取りまとめ、その概要を議会に報告するとともに町民に公表しなければならないとしておりますが、平成23年度分の報告、公表はいつされるのか伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 総合計画につきましては、遠藤まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） ご答弁申し上げます。

平成24年度分の実施計画につきましては、実施計画登載見込み事業一覧として既に配付させていただいているところでありますけれども、総合計画における最重要課題に関しましては、現在プロジェクト会議で協議中であり、その報告書が今月中に提出されますので、提出され次第できるだけ早期に5カ年の前期の実施計画をまとめまして、12月には議会に報告をしていきたいというふうに考えております。昨年行政評価システムが導入され、平成23年度の業務に関しまして、現在各課において作業中であり、10月中には報告、公表を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。また、次年度以降につきましては、できるだけ9月中をめどに報告、公表をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） それでは、最重要課題に関するプロジェクト会議に関しては、一昨日常任委員会で一応の説明を聞きましたので、せめて今報告、答弁されたような日程でぜひ進めていただきたい。また、そうでなければ、25年度の予算にも影響することありますので、この日にちに関しては、予定に関しては極力このとおりにいくようにぜひ進めていただきたいと思います。

それから、23年度の報告ですけれども、10月中ということなのですが、議会に報告ということなので、これの対応としたら臨時会を開いても報告するという考えなのか、その点についてちょっとお聞きします。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 報告の仕方につきましてですけれども、これについては今後ちょっと協議をさせていただきたいというふうに思っております。議会報告が終わりましたら、ホームページ等でまた一般の方にも報告する形をとるというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 済みません。その報告をどういう形ですか。だから、臨時会を開いてやるか、一応は報告書は渡すけれども、きちんとした議会報告として12月にやるおつもりなのか、その点についてお聞きしたつもりです。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 臨時会を開催させていただいて報告するのか、それから今議員がおっしゃった12月のときに報告するのかということでもありますけれども、そこについて、大変申しわけありませんけれども、内部協議をしておりますので、今の段階では今後ちょっとその辺についても協議をさせていただいた上で対応をしていきたいというように考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） それでは、以上で私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これにて柳澤さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号4番、議席番号3番、本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 受け付け番号4番、議席番号3番、本多です。きょうは、2点について質問をしたいと思っています。

1点目ですけれども、バスターミナルに照明灯をつけるべき。バスターミナルの照明灯が全部ついているのをほとんど見たことがありません。それどころか、一灯もついていないことのほうが多い、そういう気がします。1日に10回ほどバスの発着があり、そのうち5回は4時半以降で最終は21時51分。ターミナルも早くから無人になる上、近辺の民家、商店も空き家となり、あたり一帯人けがありません。日の短い季節は真っ暗です。バスの乗りおりのとき、足元も危険です。バス利用者の安心と安全のため、照明灯を毎日つけるべきではありませんか。また、他の公共施設、道路照明灯に先駆けてLED化はできませんか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 本多議員さんのバスターミナルに照明灯をつけるべきの質問につきまして、中原産業建設課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） バスターミナル前の照明灯につきましては、たびたびふぐあいが生じ消えるもので、現在は復旧させておりますが、今後ふぐあいが生じた場合には迅速に対応してまいります。設置後20年以上が経過し、老朽化してきておりますので、LED化につきましては検討してまいります。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） もう一回質問させていただきます。

バスターミナルの照明灯の必要性についてどう考えていらっしゃるのかという点。

それから、たびたびふぐあいが生じて消えるということですが、原因は一体何なのでしょう。ついているとき、消えているとき、しょっちゅう繰り返されているのですけれども、直してもまたすぐ消えるのであれば、それは直ったことにはならないのですけれども、どうしてそんなにたびたびふぐあいが生じる、直してもまた消えると、そういうふうになるのでしょうか。原因は何なのでしょう。

次ですけれども、ふぐあいが生じて照明が消えるたびにやはり修繕、修理を行っている

と思うのです。その都度修理代を払われているのでしょうか。

以上の点お聞きします。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、バスターミナル前の照明灯の必要性ということでございますけれども、確かに議員ご指摘のとおりバスターミナル前の照明灯がついていなければ周辺が暗いということは事実でございますので、それについては先ほど答弁しましたとおり、仮にふぐあいがあった場合については迅速的に今後対応してまいりたいということでございます。

それと、ふぐあいの原因なのでございますけれども、多くは強い雨だとかが降ったときに街灯の中に雨水が浸入をして、中のブレーカー等に水がついて切れると。それで、あそこの街灯については一つのケーブルで全てつながっていて、1カ所ふぐあいが生じると大もとの主電源が落ちるということで消えてしまうということでございます。それで、その都度主電源をつければつくことにはなりますけれども、修繕でいえば昨年街灯1台老朽化してきているということで、数万円をかけて修繕はしてきておりますけれども、その都度修繕を業者に頼んでということではなくて、多くは主電源、ブレーカーを入れればつくということでございますので、そういった対応をしております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 数万円、その都度修繕費払っているわけではないということですが、数万円かけてもやっぱり直らなかったということですよ。

それから、バスターミナルの照明灯は必要だという認識でいらっしゃるということでもよろしいですね。そのとおりだと思うのです。不特定多数の人がやっぱり通るところですから、バスを利用する人、通る人の立場を考えると、やっぱりぜひ必要だと思います。

原因のほうはわかりました。雨水が中に入ると、そういうことだということ。それから、主電源が切れるけれども、それは修繕をしなくても主電源を入れればいいということ。あと修繕費については、数万円をかけたということですが、それで直らなかったのですよね、たびたびふぐあいが生じるということは。そしたら、これはどうなのでしょう。寿命が来ているということではないのでしょうか。ふぐあいが生じたら迅速に対応すると。しかし、ふぐあいが生じては困るので、こういう質問をしているのですから、ぜひふぐあいが生じないようなものにすべきだと私は思うのです。

そこで、LED化の検討をしてみたいということですが、20年以上経過して老朽化しているということは、数万円もかけたけれども、直らないと。直る見込みがないのではないのでしょうか。とにかくこの気象条件に耐えられるような構造、丈夫で長もちのする照明灯にしなければいけないのではないかと思います。今こんな状態だと、また雪が降って、それが解けたりしたらふぐあいが生じることははっきりしていると思うので、一日も早くLED化を進めるべきではないかと思うのです。LEDにつきましては、最初の費用、設置費用といえますか、全体を取りかえるのか一部取りかえるのかわかりま

せんけれども、ちょっとお金がかかるけれども、でも電気代のことなんかを考えたらそんなに何年もしないうちに元が取れるという言い方はおかしいかもしれませんけれども、それほどの出費でということにはならないのではないのでしょうか。いつごろをめどにそのLED化を実現するのか、めどについて伺います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 現在公共施設や町内の街灯や道路照明を含めてですけれども、それらのLED化に向けた計画づくりをしている最中のございまして、その中には当然バスターミナル前の照明についても含まさっているわけでございます。それで、それらの計画の中で街灯や公共施設のLED化をいつから、どういった形で行っていくのかということを検討している最中のございまして、バスターミナルの前の照明灯についてもその計画づくりの中でいつ実施するということを決めていきたいというふうに思っております。その計画については、来年度の予算前だとか、もしくは総合計画の実施計画策定段階では一定程度のものにしていかなければならないというふうに認識しておりますので、そういう中で検討していきたいというふうに思っています。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） もう制限回数を過ぎましたので、これは質問ではないのですが、これから公共施設や道路照明灯、中頓別町の全体について検討して計画を立ててということですが、今現在ふぐあいが起きているところはやはりそういう計画に先駆けてやるべきではないかという質問のつもりでした。

では、次の質問に移りたいと思います。2番目、住民の立場に立った情報提供を。第7期総合計画では、町民主役の町政推進のため情報の共有が大切とうたわれています。町広報紙等も工夫され、きめ細かさはあるものの、特に新しい制度についての情報提供は町民が安心できるように、わかりやすく、広く伝わるように工夫すべきと考えます。

最近の特徴的なこととして2つあります。1つ目、病院送迎バスの対象範囲拡大は大変喜ばれていますが、該当地域の人たちに具体的な利用方法が伝わっておらず、戸惑いがあります。

2つ目ですが、ポリオ不活化ワクチンは9月から全国で実施と報じられていますが、当町ではどうなのか。不活化ワクチンの導入自体が画期的ですが、予防接種はこれまでと大きく変わるのではないのでしょうか。どちらも町民全体から見ると対象者は少ないですが、切実な問題です。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 住民の立場に立った情報提供をの質問につきましては、小林保健福祉課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、1点目でありますけれども、病院患者送迎サービスについては旬報に2度掲載し、

対象地域の住民の皆さんには別の詳しいお知らせを配付しているほか、各自治会長あてに利用者への周知協力をお願いもしてきたところでもあります。8月から見直し後のサービスが始まっていますが、8月でありますけれども、新たに対象となった地域からの利用がなかったこともありまして、さらに旬報等でお知らせを重ねていくとともに、国保病院内の掲示も行っていきたいというふうに考えております。

2点目でありますけれども、ポリオの不活化については全国一斉にことし9月から始まっていますが、今後さらに現在の三種混合に加え、このポリオの不活化を加えた四種混合の予防接種が11月から実施される予定となっております。これらに関しては、実施時期を含め確定するまでの通知も遅く、今後行う四種混合については今段階でワクチンの確保の見通しを含めまだはっきりしていないというところがあります。こうしたこともありまして、全町的なお知らせについては制度として落ちつく四種混合へ移行する段階で行い、それまでの期間は対象者に対して個別のお知らせをすることで対応するというところといたしております。

ポリオ不活化ワクチンの接種に関しましては、ワクチンの種類だけでなく必要回数がふえ、これは今2回なのですが、不活化になると4回ということになります。さらに、経口ワクチンで1回目の接種を済ませている場合における2回目以降の接種方法の選択などわかりにくいところがありました。こうしたこともありまして、実際に予防接種の対象となる保護者の方々に対して個別に詳しいお知らせをし、検診の機会は電話による説明と確認を行ったところであります。その中で対象者の方々には可能な限りわかりやすい説明を行ってきたつもりであるというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 病院の送迎もポリオ不活化ワクチンも私自身は当事者でも該当者でもないのですが、こういう制度ができて、それはよかったというふうに単純に喜んでいたのですが、実際に利用する立場、当事者の身になってみると戸惑う、よくわからないという住民の方の話で、なるほどということでも私も気がついたわけですが、8月から見直し後のサービスが始まっていますが、利用がなかったというのですが、具体的な利用の方法が知らされていないのではないかと思います。でも、今々ぜひ利用したくて大変困っているという声ではなくて、そういうことがわかれば安心だという声なのです。

病院の送迎サービスでは、新たに対象地域となった人たちがよくわからないのだけれどもと言っているようなことは、このサービスって高齢者だけ対象なのですかとか、それから自力歩行の困難な人が車椅子や歩行器ですか、そういうものを利用して使えるのか、使えるサービスなのか。それから、利用するときの申し込み先は病院でいいのでしょうかとか、そういう声もあるのです。ハイヤー乗車券をもらっているのだけれども、そういうサービスのことがよくわからなくて、対象地域にはあるけれども、もらったハイヤー券を使って通院したという声もありました。対象地域の住民の皆さんに詳しいお知らせを配付し

たというのですけれども、私が聞いた範囲では受け取っていないという人がいるのですけれども、いつ、どんなものをどこへ配ったのかなというふうにはちょっと疑問というか、不思議に思っております。

ポリオ不活化ワクチンですけれども、これは9月1日から全国一斉にということがかなり早くから一般的には知れ渡っていたので、子供の誕生日、誕生月ですね、それによってだとか、また生ワクチンの接種を控えてその不活化ワクチンを待っていた人たちにとっては、この中頓別町でどうなるのだろうか、自分の選択が間違っていないかとかという、そういう情報が早く欲しかったのではないかと思います。今のご答弁で対象の保護者には詳しく知らせ、説明と確認を行ったというけれども、これ既に説明と確認、全員に行き渡って終わっているのです。

少々細かいことになりましたけれども、以上の点お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） ご質問にありました各戸に配ったお知らせってちょっと手元にあるのですけれども、基本的にはご質問の中にもありましたような患者送迎のサービスがどういう方が対象になっているのか、どの地区には何曜日のいつ送迎のバスが回るのか、それから予約先がどこなのか、それらに関する大まかな運行時間、そういったものを入れたお知らせを旬報等を通して同時に配付をしていますので、恐らく確実に全戸に配付されたものというふうには考えております。ただ、やはりご高齢の方などではどうしてもこういう紙媒体でお知らせしてもなかなか通じないところもあるかというふうに思います。対象地域の中で病院の通院など困難な状況など含めて、先ほどのご質問にもありましたけれども、保健師が回ったりとかという機会などでもこういった送迎サービスの利用ができますよというようなこともお知らせを重ねていくことができればいいかなというふうに思います。8月利用が、新たに対象となった地域からなかったというふうに申し上げましたけれども、これにつきましては制度が始まる前の状況、そういった状況で夏冬通してどういう方が病院をどういう頻度で利用しているかというようなことについてもあらかじめ調査をした経緯がありまして、そういった中で必ずしも今多くの方が送迎サービスを待っているという状況でもないかなというふうには考えていたところがあります。ただ、今後こういったサービスがあるということで、より安心してその地域で住んでいただくことができるのではないかなということもありまして、この制度がスタートしているということでもあります。特に冬期間になったら、より通院も困難になるということがあると思います。そういう面で、少しでも早く制度を始めて、少し時間がかかるかもしれませんが、十分な周知、実際運行しながらさらに周知を重ねて、より安心なサービスとしてご理解をいただくように努めていきたいというふうに思います。

それと、不活化の関係でありますけれども、例えば1回経口でワクチンを接種した方につきましては、2回目も経口でやれば、それでポリオの予防接種が終わると。1回受けたけれども、やっぱり不活化のほうが安心ということもあって、回数に残り3回受けなけれ

ばいけないけれども、9月に不活化が始まった以降、不活化に移行するという選択もあるといったようなことを含めて対象者の方にお知らせをして、その結果どういうふうを選択されるかというようなことも含めて確認をとらせていただいた。結果としては、本町の場合は今言った1回目経口で受けられた方については、全員が2回目も経口でやりたいということで、それらの対象の方については全て8月中にポリオの予防接種が終わっているということであります。そのほかに、最初から不活化を待って不活化の予防接種を受けたいという方もおられましたので、その方については不活化の実施時期、そういったようなことをお知らせしながら対応していくと、そういった形で対応してきたということでありませぬ。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 大変丁寧なご説明をいただきましたけれども、対象地域の住民の皆さんに詳しいお知らせを配付した、旬報と一緒に全戸に配付されたと思うということですけれども、それには予約先も書いてあると。私は、対象地域でないものですから、そういうものを見ていないので、ここでついでに伺うと言ってはなんですけれども、伺いたいのは高齢者だけに限ったサービスなのかどうか。それから、自力歩行の困難な人が車椅子とか歩行器、手押し車のような道具とともに送迎を利用できるのか、そういうことを伺いたいと思います。

あと情報提供、きめ細かにやってはいただいているのですが、全般について担当者や行政側にとっては当たり前だったり常識だと思われることでも、住民側の情報というのはごく限られたものでしかないので、住民同士も情報を共有することができるように、一番広く読まれている町の広報紙に制度的なものはこれからもぜひ掲載していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 病院の患者送迎の対象でありますけれども、基本的には高齢者を中心としたサービスという位置づけでありますけれども、その他病院の通院が困難と認められる方についても対象としたいということで取り進めております。基本的に、先ほど言いましたように申込先というのは、この事業の委託先である中頓別ハイヤーさんのほうになっておりますけれども、そちらのほうで判断が困るような場合についてはこちらのほうに確認をして相談していただければということでは話をして対応するというような形をとらせていただいております。

あと今後の情報提供のあり方、議員がおっしゃるとおり町のサービス、公共サービス、行政サービスに関する情報ということについては、住民の視点に立ってわかりやすくお伝えするという基本的な考え方を持って広報紙などの活用も図っていきたいというふうに思います。あえて申し上げれば、先ほどのポリオなんかも担当者も、本当に担当の保健師もどういう形のお知らせが一番わかりやすく混乱がないかということでもいろいろ考えて、私も直接相談を受けて、余りにも制度が複雑なところもあって、今回のような対応が一番

望ましいのではないかとということで判断させていただいた経緯もありました。そこはご理解をいただいた上で、ただ委員のおっしゃるように住民の視点に立った情報提供、共有ができるような考え方に立って進めていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） お聞きした中で答えをいただけていないものが1つあると思うのです。病院送迎サービスを車椅子なんかでは利用できるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 現状使っている送迎車両につきましては、直接車椅子ごと乗れるような対応にはなっていません。その中で、今まで車椅子の利用というのは実際なかったのですが、それを排除しているということではありませんので、先ほど言いましたように自力での、あるいは家族を含めた送迎が難しいというような状況があれば何らかの対応を考えていかなければならないというふうに思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これにて本多さんの一般質問は終了しました。

ここで昼食のため休憩をとりたいと思います。会議は1時から始めますので、よろしくお願ひしたいと思います。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き一般質問を行います。

受け付け番号5番、議席番号6番、山本さん。

○6番（山本得恵君） 限界集落の問題についてお尋ねをしたいと思います。

道は、限界集落など過疎化が進む道内の集落対策を検討する有識者会議、集落対策促進会議の報告の素案を公表しております。この中で、対策の基本として住民や市町村が話し合い、集落の活性化に向けた行動計画を定め、継続的な対策を進めることが基本であると提言されております。この提言に対し道は、山間部では集落を存続させるのが一般的であるが、平野部では再編まで踏み込んで検討することが可能とし、来年度から取り組む集落対策の指針を11月をめどにまとめると公表しておりますが、本町においてこの限界集落の問題に直面している集落が多いと思うが、町としてどのような対策をしているのか、これからの取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 山本議員さんの限界集落の問題についてお答えをいたします。

集落問題は、特に1980年代後半より少子高齢化や都市部への人口流出により、少しずつ地域における共同体としての集落維持が困難になる状況がクローズアップされてきました。当町においてもその傾向は顕著であり、大変大きな問題であると考えております。しかし、当町において現段階で抜本的な解決策は見出せておりませんが、一つの手法として国が支援をする集落支援員制度の活用を検討すべき準備をしまいたいと考えております。来年度は、小頓別地域に配置し、成果を検証してみたい、このように思います。また、集落支援員による活動としては、地域の高齢者への見守りや相談活動、冬期間の除雪支援、買い物支援、病院への送迎支援や自治会活動支援など、ごく身近な支援活動が期待をされることでありまして、集落支援員の配置によって少しでも限界集落の中で不便を感じていることが解消できればなど、このように考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） この中で道も国もそうですけれども、集落の対策ということであります。私が今一番心配しているのは、限界集落なのです。限界集落の定義として一般的に言われておりますのは、30戸以上の戸数があって、そこに居住している人の65歳以上の人が50%を超えたときに限界集落というふうに定義づけられております。そこで、私は今たまたま来年度から集落支援員制度を小頓別でやってみたいというふうに回答されておりますので、この集落支援員制度といっても内容的にどういうものか、今までのように、では除雪の支援をすとか買い物支援をする等では、今現在小頓別地区においてはそれほど満足はしておりませんが、困ってもいけないというふうに私は見ております。ただ、この先小頓別が現状のままですと、いつかどうなるのだろう。限界を超えて消滅に入ります。小頓別のことをちょっと申し上げますと、今小頓別の人口が全く100%確実なものではありませんけれども、戸数にして34軒あります。この中で人口が64人おります。現在のこの中の65歳以上の人が36名おります。そうしますと、既にもう50%は超えております。このままの状態であと10年後の小頓別を見たときに、今54歳の方が10年後になりますと65歳になります。この人が今36名以外に10名おります。そうすると、46名、約50名近い人が65歳以上になるのです。では、残された人方は、現状でいきますと零歳から……零歳という人いません。乳幼児が2人おります。それを含めて65歳未満は10人より残らないのです。そうなったときに現在の小頓別はどうなるのか、それが一番心配される場所なのです。その10年後に今現在で乳幼児が2人、25歳から29歳まで1人、30歳から34歳まで1人、35歳から39歳まで2人、40歳から44歳まで1人、45歳から50歳まで1人、これだけの人間より小頓別に、残る残らないは別として若い人たちはそれよりいなくなるのです。

かつて私も、北海道から来ましたという以前に集落に対するあれを聞いたことがあります。そのときにその人が北海道の集落というのはどういうものか、以前の問題にもありますけれども、本州のほうの限界集落というのは山間部で本当に車もそう通らないところがほとんどそういう状態になっている。しかし、北海道では、我々小頓別もそうですけれども、

国道のそばにありながら限界集落になる。この問題をどのように、これからどう政府も考えていくのか。ただ、町としても今言うように小頓別は、では人口もいなくなる、もう手のつけようがないのだというような状態でこのまま放置していくのか、何かまたいい対策を考えていくのか。

この中で、たまたまきのうの晩に私のところにある夫婦が訪ねてこられまして、今度小頓別で暮らすよになりました。よろしく申し上げます。私もびっくりしました。どこから来られたのですかと言ったら、本州から来られたのですけれども、小頓別の酪農家で研修員として2年間働きたい。当然役場のほうではわかっているだろうと思います、役場の職員も一緒に来られましたから。これでまた若い人が小頓別で2人ふえると言ったら、我々にとっては本当に大変うれしいことなのです。何かこういう方法、別な方法でも少しでも若い人方が来て暮らせるようなことを考えていただきたい。この回答にもありますけれども、町もこれはもう本当に大変な問題だと思えます。中頓別町に限らず、近辺の地区ではみんなこの集落、限界にもう近くなっていると思うのです。そういう考え方を何とか考えてもらいたい。

そこで、町長にお尋ねしたいのは、今言うようにもう手のつけようがないのだと思っているのか。また、何か目標、希望を持っておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） お答えをいたします。

まず初めに、集落支援員の関係でありますけれども、今私どもが考えているのは夫婦で、できるのであれば50代ぐらいの人が、言えば地域のいろんな相談や困っていることに対して対応していただけるような形をとれないかと、こういうようなことを考えております。小頓別に住んでいただいて、そして特に自主的ないろんな活動、自治会活動もあろうと思えますし、本当に買い物だとかに不便を生じている人もいるのでなかろうかなと思えますから、そういうようなことを解決をするために、国の制度でありますけれども、集落支援員の制度を活用したらどんなものだろうかなと、こういうことで内部で検討しているわけでありまして、ぜひ限界集落と言われる小頓別地区にこういう支援員を配置をして、今住んでいる人たちが少しでも生活しやすい状況をつくり上げてあげたいなど、こういうようなことを考えております。

また、2つ目の小頓別地域がこのまま黙っていると消滅をしてしまう。町長は何か考えているかと。私もいいアイデアがあるわけではありませんけれども、そういうことにならないようなことを望んでいる一人でありますから、山本さんと同じであります。そういう意味で、これから山本さん等がいいアイデアもあったら私どもに提供していただいたり、また内部のほうでいいアイデアがあればこういうことをやれないかという検討をしてみたいと思えます。たまたま今回岩手地区に研修に入る若い夫婦が小頓別に住むことになりました。そういうようなことも一つの方策でありますから、特に農業もそうでありますし、また小頓別木材さんにも、できるのであれば地元に住んでもらえるような人を従業員とし

で使っていただくと、こういうのも一つの方策でなかろうかなと思いますから、細かいことでありますけれども、そういう面一つ一つを積み重ねた中で小頓別の地域の消滅を防ぐと、そういうことに努力をしてみたい、このように思います。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 大変ありがたい回答をいただきましたが、ただ私どもは今小頓別で暮らしていて、まだ廃校になった学校がありますから、ああいうものを利用して何か人が集まってくるようなことができないか。それで、小頓別、現在酪農家3軒、4軒ありますけれども、何か話に聞きますと、行く行く後継者がいないので、やめるような話もたまたま私たちも聞きますし、やっぱりそうしますと今本当に小頓別に残っているといたら農家以外はないのです。みんな年寄りばかりで、その日その日の暮らしなのです。だからといって、またどこにも出ていくところもない。やがて行くとしたら、中頓別町の老人ホームにお世話になるかもしれませんし、今こういう問題があって情報の文化というのは全くなくなります、小頓別あたりは特に。学校廃校になって運動会もない、お祭りに行ってもおみこしを担げない、そういう何か事業とかイベントは一切もう考えられない時代までにもなっているのです。これを今町長が言われるように何とか一人でも本当に集まって若い人たちが来て、この小頓別を担っていつてくれる方法を考えてもらいたい。どうか真剣に考えていただきたい。私はこれを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで山本さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号6番、議席番号1番、宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 受け付け番号6番、議席番号1番、宮崎です。まず、1つ目のインフルエンザ予防接種等の助成について質問させていただきます。

昨年の第4回定例会において予防接種等の助成対象となる医療機関を国保病院以外にも拡大すべきとの質問に国保病院の存続を第一に考え、同じ条件で助成を行うのは難しいとの答弁でありました。早期健全化団体から脱却し、財政状況もいささか好転しているということであれば、診療所での予防接種についても助成対象にすべきではありませんか。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 宮崎議員さんのインフルエンザ予防接種等の助成についてお答えをいたします。

予防接種を受けられる医療機関を国保病院だけと限定したのは、国保病院存続のためにできるだけ町民の方々に利用していただきたいというのが趣旨であります。町民が予防接種を受ける際の助成を制限し、財政負担を少なくすることが目的ではありません。また、基本的にはインフルエンザだけでなく定期の予防接種は全て国保病院だけが受診機関となっているのが今の現状であります。昨年度の国保病院以外での予防接種を受けている実態を把握をしておりますけれども、基本的に町民の負担は同じであることが望ましいと、このように考えます。そういう意味で、実態を調査をした中で検討してみたい、このように思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 町としては、やはり国保病院存続は重要であるということは十分に理解できます。また、予防接種等については町民の皆さんに対する助成ですから、町内でそれを受ける負担は同じであることが望ましいということもまた考えの一致するところであると思いますので、恐らく12月までにはということになるのでしょうか、インフルエンザが流行する前にぜひ補正予算で早期実施を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 今質問があったことについて、恐らく中頓別町内にある診療所のことを指しているのではないかなと思います。そういう意味で、昨年の実態がどうだったのか、これをまず調査してみたい、このように思います。そういう中で、先ほど申し上げたとおり、基本的に国保病院で予防接種を受けても中頓別町内にある診療所で受けても、町民の人たちが同じ負担で済む、こういう形をとっていくことが望ましいと。先ほど申し上げましたとおりでありますから、万が一それに差があるとしたら12月議会で条例の改正をして、町内にある診療所についても同じような助成が受けられると、そういうような改正をしてみたい、このように思います。そういう面で、もう少し調査をする時間が必要かなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 以前よりは前向きなお答えをいただけたのかなと思います。結構やっぱり町内の方も診療所のほうでも受診をされている方がいらっしゃると思いますので、実態を調査して、できるだけ早く実行していただきたいというふうに思います。この質問については以上です。

それでは、2つ目の総合計画の将来人口目標について質問させていただきます。総合計画では、将来の人口目標を計画期間中は毎年調査し、目標と実際の人口が大きく乖離した場合は直ちに見直すこととされましたが、8月末の住民基本台帳人口は1,940人で、計画策定時の1,978人から既に約2%減少しています。将来人口目標、平成33年10月で1,720人という目標を見直すべきではないでしょうか。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 2点目の総合計画の将来人口目標について、遠藤まちづくり推進課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） ご答弁申し上げます。

将来人口目標につきましては、計画策定段階から大きなハードルであることは十分認識しているところであり、町が将来にわたって自治体として維持していく上で人口の減少を最小限に食い止めることが重要であり、そのための施策を展開していかなければならないということは言うまでもありませんが、この間有効な施策を打ち出せていないのが現状で

ありますが、今後も町民みんなで有効な施策を検討していくことが大切であるというふうに考えております。現在総合計画における重要課題をプロジェクト会議で検討されており、その報告を受け、今後の実施計画の取り組みを踏まえた上で検討すべきであるというふうに考えているところであります。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 現在総合計画における重要課題をプロジェクト会議で検討されているということで、今年度については今もう9月が終わろうとしているわけですから、プロジェクトを初めとする事実上のスタートが来年度からということになれば、乖離があって、さらに1年のずれが生じることになると思いますので、有効な施策の検討とともに今年度の住基人口、10月の人口になると思うのですけれども、それをもとにした来年度以降の新たな将来人口目標の設定を検討されるということによろしいのでしょうか。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 今ご指摘いただきました今年度10月現在の住基上の人口をもとにした新たな将来人口を検討するのかということでもあります。総合計画で検討されたときの将来の目標人口につきましては、町の規模として将来的に1,500人を基本とすべきとの総合開発委員会の意向を踏まえた上で実はこの将来人口目標を定めました。つまり今回の10月段階でのものをもとにしてやろうとすると、その1,500人をきつともって下回る形での目標人口にせざるを得ないということになるかと思えます。しかし、町として町を維持していく、その基本的なスタンスを考えていったときに総合開発委員会で言われていた将来人口として1,500人を何とかして守っていくと。そのための施策を町民全体で進めていくという基本的なスタンスがありますので、その辺を踏まえた上で考えていただければありがたいかなというふうに思っておりますので、当面今年度、今年度末でどのような人口になるかちょっとわかりませんが、しばらくの間はこの人口の目標数については私としては少し維持をさせていただいて、その間にいろんな施策が行われて、どうしてもやっぱりこれは難しいということがあった段階で、これは改めて将来人口について皆さんのご意見をいただきながら検討するのが望ましいのかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 私も決してその数字だけを変えるべきだと言っているわけではなくて、有効な施策についても決して職員の皆さんにお任せするだけではなくて、私自身もそうですし、町民の皆さん全員で考えていかなければならないことだろうと思っておりますので、今後もそのように検討できる形をとっていただきたいというふうに思います。以上です。

それでは、3つ目の医師養成費貸付金返還請求訴訟の経過と判決の見通しについて質問させていただきます。9月19日に町長が出廷しての証人尋問が行われたということで訴訟が最終段階を迎えているのだと思います。判決の時期は、前回質問時の11月ということで変わらないでしょうか。その後の経過と証人尋問を行って感じた印象を伺います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 医師養成費貸付金返還請求訴訟の経過と判決の見通しについてお答えをいたします。

前国保病院長を被告とする貸付金返還反訴請求事件は、担当裁判官がこれまで3回かわったこと及び原告の体調面などが影響いたしまして訴訟の進行におくれが生じたものの、9月19日の証人尋問で弁論が終結し、判決言い渡しは11月16日との裁判長の判断が示されました。この訴訟は、借りたお金は返す義務があるという世間一般の常識を裁判所に認めていただくものと考えておりますが、判決は裁判長の心証によって大きく左右されることから、予断を持つことができないと考えております。また、訴訟の早期解決に向けて裁判長から和解案が示される予定であり、今後議会とも協議をしながら対応を決めていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 先ほどの行政報告で裁判長からの和解案が10月11日に示されるそうですが、その和解案はどのような内容になると予想しておられますでしょうか。そして、町長には和解に応じるべきというお考えもあるということでしょうか。もしそうであるなら、何か応じなければならないような理由があるということでしょうか。そして、和解ということですから、応じた場合、貸付金の残り約800万円のうち何割かは返ってこないというふうに予想できると思うのですけれども、その返ってこない分については一体どうされるのかお伺いします。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、予想はどうなるのかということでありましてけれども、これは裁判長が決めるものでありますから、私がこういうぐあいになるのでなかるうかと予想するというについては申し上げることはできません。

それから、和解はどうなるのかということでありましてけれども、和解に対して裁判長からどうですかと聞かれたときに、私も、それから原告のほうも和解には同意をしたいと、こういう話をしております。ただし、私も向こうもそうでありましてけれども、最終的に和解になるのかどうなのかという判断は内容によって決まると、こういうことであります。

それから、万が一、今806万円残っております。それで、和解案がどういうぐあいに示されるかちょっとわかりませんが、恐らく和解ということでありましてから、どういう裁判長が判断するかによって金額、そういうものもどうなるかわかりませんが、私は考え方からいくと中頓別町、これは医者とのトラブル……トラブルったら語弊ありますけれども、私は正しい請求をしているつもりでありますけれども、一般常識的に何か新聞等でも何だか合戦みたいなことを書かれましたけれども、私から言ったらもってのほかだと思っています。はっきり言って、貸した金を返してもらうのに、そういうような表現をされること自体が大変不愉快というか、そういう気もしないわけでありません。しかしながら、この争いをいつまでも続けるということについては、中頓別町の評判またはいろ

んな面でプラスになるものは少ないのかなと思いますから、できるだけ早く解決をしたいという考え方を持って今おります。そういう中で、和解案が示されたときには議会とも相談し、問題解決を早急に図ってまいりたい、こういう考え方をしているということをご承知おきをいただければと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 協議をする上でも、その和解案の内容によるということはそのとおりかなというふうに思いますが、根本的に和解案が示されるということは、判決を待ったとしても、目指していた完全勝訴というものはないということになるのでしょうか。そして、最終的に和解をするにしても議会の議決が必要になってくると思うのですけれども、やはり和解案をのむのかのまないのか判断する上で町の代理人からもできれば直接説明をしていただくべきではないかと思います。判決ではなく、和解に応じるということになりますと、果たしてこれまでの裁判は一体何だったのかというふうにも感じます。足かけ2年で、最終的に総額幾らくらいになるのでしょうか。40万円か50万円か、裁判費用に充てられた町費が無駄になってしまうということではないのでしょうか。町長のご答弁にありました早期の解決ということに関して言えば私も賛成したいところなのですが、やはりそういった和解にしても判決にしても、貸付金との差が出て訴訟費用についても、そういったものについてはやはり連帯保証人の方からまずお支払いの請求をしていただくのが筋ではないかなというふうに思います。ぜひそのような確約をとっていただけるということなら和解もいたし方ないのかなというふうに考えることができると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、これはあくまで私の私感でありますけれども、和解案が出されて、その和解案を蹴ったときに判決がどうなるか。私個人的には、和解案が示されて、それを蹴っても、判決は和解案と同じような判決が出るだろうと私は思います。蹴ったからといって、中頓別町のほうに有利な判決がなされるということはほとんど考えられない、私は個人的にはそう思います。そういう意味で、もしか和解案を蹴るとしたら、和解案が成立しないで結果的に判決になる。そうしたときには、町としては上告をしないとだめだ、そう思います。だから、そういうことをまず1点考えなければならぬと。

それから、言えばこの訴訟は初めに向こうが、言えば1,986万円を返さないという、言えば訴訟を起こしたわけでありますから、万が一これがうちのほうが返せと先に起こしているのであれば、言えば連帯保証人からもらってそれで終わる。裁判取り下げると。ですけれども、向こうは返した金も返さない、そして返さない金も払わなくてもいいだろうという裁判を起こされました。そういうことからいくと、言えば連帯保証人からお金をもらっても、私のほうは裁判を取り下げる何物もないわけでありますから、逆にいくと向こうが訴訟で勝った場合にはうちは返さないとならない、そういうことになるのでなからうかなと思います。これは、あくまで私の私感でありますけれども。そういうことからい

くと、結果的には向こうが返さなくてもいいだろうと、それに対して私は返してくれと、こういう反訴を起こしたわけでありますから、私は当然1,986万円全額を返してもらえるのか、または和解案で少し削られるのか、それはわかりませんが、和解案が提示をされたら、先ほど申したとおり議会と相談をして、そして議会がいいということであれば議会の議決をもらって対応していくと、こういうことになろうかなと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○1番（宮崎泰宗君） 現段階では和解案が出てきてみないと何ともお互いに言えない部分だと思いますが、やっぱり残っている貸付金約800万円と判決もしくは和解で示される返済義務との差額はもちろんです、特に裁判費用についても相手側が支払うような形にならないということであれば、やはり保証人を初め提案をされた町長、そしてそれを議決した議会にも責任の及ぶところだと思いますので、そういったことも考慮して慎重な協議ができればいいのかなというふうに思います。

私の一般質問は以上です。

○議長（村山義明君） これにて宮崎さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号7番、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 受け付け番号7番、星川です。このたびの定例会で2問ほど質問いたします。

まず、先に1問目といたしまして、グループ制と職員数についてでございます。この内容も前回6月定例会で柳澤議員さんもしたのですけれども、それなりに私もまだ納得いかないということで、再度私のほうからこのことについて問いたいと思います。

本町ではグループ制がとられていますが、必ずしもうまく機能していない部署があると考えています。少数精鋭とはいえ、職員数に余裕がない中では仕事が固定化し、事実上以前の兼務体制と同じにしか私には見えません。職員数をふやし、柔軟な行政組織にすべきではないかと私は思います。そこで、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 基本的な考え方、来年度に向けてにつきましては、総務課長に指示をしておりますので、総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、お答えいたします。

現状では、組織全体として見渡せば議員ご指摘のとおり事態に近いかもしれません。職員数の不足は、前回ご答弁しましたが、認識しておりまして、来年度大卒者2名の採用及び広域連合に派遣した職員1名が戻ることがほぼ確定していることに加えまして、高卒者1名の新採も予定しておりまして、今後とも退職者の補充を随時行い、行政の柔軟性、弾力性の回復を図りたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） ただいま総務課長の答弁を聞きまして、来年度の採用の見通し

が立っていることを聞き、少しは安心したところでございますが、話によれば、この定例会終了後、職員が退職されるという話も聞いております。その職員の中では、あと今後半年、2名もしくは3名で残った職員で頑張らなければならない、これもまた大変だと私は思います。春の戸籍の事務で不祥事もあった、その教訓とすれば、やはり専門的な知識と経験を必要とする部署の職員はなかなか異動する、そして異動させにくいし、グループ内の異動も実際にはほとんど行われていないと私は思います。少数精鋭を前提としたグループ制の理想はわかりますけれども、少な過ぎる職員では既に対応ができないところにきているのでなかるうかなと思っております。ぜひ採用される職員は優秀な職員を補充していただきたいと思ひます。

また、平成23年度の決算書を見る限りですけれども、予算の規模に応じて仕事の量も多いのではないかと推測をしておりますが、その中で忙しい課もあればそうでない……そうでないと言ったら語弊もありますけれども、それなりの課、そして早く帰れる課もあれば毎日毎日夜遅くまで仕事をしているという課もあると思ひます。そういったばらつきが多いように私は見ていますが、実態はいかがでしょうか。これもあわせて答弁願ひたいと思ひます。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 少数精鋭主義ということでありましてけれども、やはり三位一体改革で地方交付税があつた年5億円ぐらい減らされて赤字になる状況でなかつたか。そういうときに、やはり一番大きくクローズアップしたのが人件費であります。言へば義務的経費を削減をすると、こういうようなことでスタートして、ようやくここ一、二年、中頓別町として財政的に余裕と言つたら語弊ありますけれども、少しは楽になつてきたのかなと思ひます。そういう中で、これ以上の職員数の削減をやめて、言へば定年退職者、または勸奨で退職をされる職員の補充を随時しながら町民のサービスを継続していくと、こういう形をとっていくということに決めまして、中には途中で退職することによって、今の職員状況からいつ職員をすぐ補充するということにはなかなかできない。ましてや採用については、やっぱり町民の人たちから後ろ指の指されないような形で職員を採用しなければ私はならないだらうと思ひます。そういうことでは、縁故で採用したり不正な形をとって採用したりすることなく、町村会の試験等を受けて、そして立派な成績で採用されると、そういう職員をこれからも採用していく、こういう基本的な考え方を持っていますから、今回たまたまやめる職員等のグループ内では職員が来年の3月いっぱいまで補充できないという状況が続きます。しかしながら、それは十分、そのグループのトップの職員なり、または下になる職員を呼んで状況を説明して、そして頑張ってもらふと、これしか私はないのだらうと思ひます。そういう意味で、これからも職員の方については、やはり自分たちが採用されている意味というのは、町民がいるから、町民のために私たちが採用されているのだという意識を持ってもらつて、大変なときもありますから、そういう意味で頑張ってもらふと。それに今の状況では尽きるのかなと思ひます。

長い話になりましたけれども、これからも優秀な職員を採用しながら町民の負託に応えると、これを基本にしながら職員ともども頑張ってもらいたいと思いますけれども、職員数の多い少ないということについては、これはいろんな捉え方があると思います。類似団体等々からいってどうなのか、定員管理からいってどうなのか、それからうちの定数条例からいって現員がどうなのかと、いろんな判断をしなければならないと思いますけれども、先ほど申し上げたとおり、これからは退職者の補充を随時しながら町民のために努力をしていくと、こういう考えを持っているということでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 今町長の答弁を聞きまして、退職される課で補充はこの半年間できないということですので、その間におられる職員は、これこそ本当にグループ制の意味を生かして、そこにいる産業建設課の中でこの6カ月間乗り切っていただきたいと思いますので、頑張ってください。

それでは次に、2番目の防災訓練の実施はということです。ちょっと題だけ読ませてもらいます。町政執行方針では防災訓練の実施がうたわれていますが、いつごろ、どのような形で行うか伺いますと私は質問を出しました。それで、先ほど私の前々々のほうに東海林議員さんへ同じ内容で私も答弁を受けましたので、このことについて答弁は私は要りません。

そこで、再質問させてもらいます。先ほど東海林議員さんへの答弁もありましたけれども、まだ防災計画が策定されていないという答弁がなされておりました。これは、一刻も早く策定すべきでないのかなと私は思っておりますので、早急に業者あたりに委託でもかけて、これは早急に作成すべきでないのかと。これの業者策定といたら、なかなかうんと言わない議員もいますけれども、これはやっぱり早急に策定すべきではないのかなと私は思います。それは、町長に答弁してもらいたいと思います。

それと、先月の広報だったかで東日本大震災で釜石の小学校の子供たちの記事が載っていました。大地震後の津波から助かるためにてんでんばらばらに逃げろということで日ごろから教えられ、そのとおりにして助かった話が載っておりました。私も今後子供たちへの防災教育が大事だと感じております。今後防災訓練に取り入れる考えはないか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 防災計画の策定ということでなく、防災計画は策定されておりますけれども、かなりの年数の間見直しがされておられません。そういうことで、きょうお昼休みも担当主査に防災計画の見直しを早急にしなさいと、こういう指示をいたしました。防災計画の今見直しをする部分については、その中で今現状と合わない分をまず見直しを早急にしなさいと。その後、北海道の防災計画、または国から示されるいろんな指針等々によって総合的な見直しをしなければならないことになると思います。そういう意味で、12月までには現状として防災計画の不備のある部分、現状と合わない部分を見直しをし

て、そして対応していくと、こういうようなことをきょうのお昼休みにも指示をいたしましたので、そういう方向で進むものと考えております。

それから、子供たちの防災の参加については、ことしは平日でありますから、教育委員会とも十分連携を図りながら、この防災訓練が子供たちの休みの日にできるかどうか、そういうものも考え合わせなければならないと思いますので、今すぐ星川議員の質問に対してすばらしい回答をするということはなかなか難しいのかなと、このように思います。しかしながら、そういうことも教育委員会と連携を図って一緒に子供たちもできるのかなのか、学校とも相談をしてもらおうと、こういうことでご理解をいただければなと思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 今後教育委員会、学校等と協議してもらって、私の思いどおりに子供たちへの防災訓練ができれば幸いかと思います。

ここで、何か話を聞けば10月11日に防災訓練が行われるという話も先ほどちらっと聞いたもので、その内容等が今皆さんに教えることができるのであれば、ここでお知らせしてもらいたいと思いますので、お願いします。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） 10月11日に旬報等で既にお知らせはしておりますけれども、あかね住宅全域120戸ございますが、そこを対象にしまして病院裏の堤防1カ所が決壊をしたと、集中豪雨によって決壊をしたという前提条件で、避難訓練を中心に行うという内容になっております。時間的には、朝9時からおおむねお昼前までを予定しているということでございまして、これについては本町全職員と、それからあかね団地の自主防災組織のご協力を得ながら、あるいは先ほども言いましたけれども、气象台、それから警察、それから建設協会等も入りますけれども、それらの団体のご協力を得ながら避難訓練を中心に行っていくというような内容でございます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） わかりました。これを機に各般、自治会でもっともっと積極的に、やっぱりみずから、自治会みずからでもいいですから防災訓練を実施していくべきではないかと思います。

では、私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これにて星川さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第46号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第46号 中頓別町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第46号 中頓別町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、改正の要旨からご説明を申し上げたいと思います。

12ページをお開きいただきたいと思います。本件は、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月27日付で公布、施行されたことに伴いまして、これまで市町村災害対策本部に関し必要な事項は市町村で定めるという条項がこの法改正によってずれたことによりまして、本町条例の引用規定の改正を行うものでございます。

9ページをごらんください。議案第46号 中頓別町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町災害対策本部条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

10ページの本文を読み上げてご提案申し上げます。

中頓別町災害対策本部条例の一部を改正する条例。

中頓別町災害対策本部条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 中頓別町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第47号 中頓別町寿スキー場設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第47号 中頓別町寿スキー場設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、青木教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 議案第47号 中頓別町寿スキー場設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町寿スキー場設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

16ページ、改正の要旨でございますが、冬期間の健康増進、冬季スポーツの推進と近隣町村からのスキー場利用者のさらなる拡大に向け、これまでの町民、町民以外の料金設定を撤廃をするものです。

改定の検討資料ということで説明資料を附帯でつけさせていただきましたけれども、若干ご説明をしたいと思えます。資料につきましては、1、寿スキー場の利用推進（拡大）対策がついているかと思えます。管内及び類似スキー場リフト運賃の比較もつけさせていただきました。スキー場のリフト運賃改定検討表ということで3案について検討し、また新リフト運賃案別の収入見込み額も23年度の利用実績ベースで比較をしてきたと、こういうふうな比較検討をしながら、最終的な新料金の考え方ですけれども、町民、町民以外のリフト運賃の設定を撤廃をしていく、浜頓別町、猿払村方面からの利用者が6割、7割を占めているという実態の中から枝幸町へ流れているという状況もありますので、多くの方に利用をしていただければというものであります。それと、現行の料金につきましては町民リフト運賃を基本とした改正ということで、管理運営については指定管理者制度を導入していることから利用料金収入についても配慮をしているものであります。全国的にもスキー場利用者の減少があつて、寿スキー場においても人口減少とあわせてスキー場利用者の拡大は容易ではありませんけれども、寿スキー場の利用推進拡大対策を基本にしながら関係者が共同で取り組み、利用拡大に努めていきたいという考え方に立っております。

本文ですけれども、14ページに戻っていただきたいと思えます。中頓別町寿スキー場設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例。

中頓別町寿スキー場設置及び管理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表2を次のように改める。

別表2、2の寿スキーリフト運賃であります。1回券、大人130円、小人（高校生以下）、60歳以上80円、回数券（11回券）、大人1,300円、小人、60歳以上800円、1日券、大人1,950円、小人、60歳以上1,200円、シーズン券、大人

1万3,000円、小人、60歳以上7,000円。

附則、この条例は、平成24年10月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど
お願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 大幅にやっぱり町外の方の利用に関してはかなりの見直しをかけて安く、かなりの差になるのかなと思うのです。それで、利用者に関してですけれども、少なくとも町内の方々がこれで大幅にふえるということはそう見込めないのかなと。それほど町民のスキーを楽しむ方というのはある程度限られているというか、そんなに数字に変化はないだろう。問題は、やっぱりこれだけ町外から来る方の料金を下げたわけで、やっぱり町外の方々により多くスキー場を利用してもらわないと、やっぱり下げた意味がないと。下げたことによって数が同じならば、それだけ収入が下がるわけで、特に中頓別町を利用されているであろう浜頓別町あたり、いかにこの料金をPR、知ってもらおうかと。知っていただいて、ぜひ一回でも多く、一人でも多く寿スキー場を利用してもらおう。もうそれしかないのだろうと思うのです。その点、中頓別町外なので、そのPRも広報で知らせますなんていうわけにはいかないので、そこら辺をどうPRしていくかというのが一番重要なのではないかなと思うので、そこについての考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 今具体的に浜頓別町へのPRというお話でしたけれども、そこについては振興公社とも真剣に相談をしております、10月1日でこれを施行させていただくということで、早い段階からお知らせをしていきたいと。では、どういうふう具体的にお知らせをするのだというところでもありますけれども、浜頓別町と中頓別町において合同で広報できる仕組みもございますので、それをまず活用しながら、あとは教育委員会あるいは各学校へダイレクトにお知らせをして、しっかりしていきたいというふうに思います。子供たちがたくさん来てくれることによって、大人の方も来ていただけるのかなということもありますので、幼児の部分から含めて猿払村、浜頓別町、それから枝幸町方面にも、雪質がいいですので、料金設定、枝幸町にはかないませんが、町内料金ということで去年から見ればかなり安くしていますので、PRに努めたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第47号を採決し

ます。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 中頓別町寿スキー場設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号～議案第52号

○議長(村山義明君) 日程第13、議案第48号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第14、議案第49号 中頓別町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第15、議案第50号 中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第16、議案第51号 中頓別町狂犬病予防法施行条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第17、議案第52号 中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第48号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第49号 中頓別町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第50号 中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第51号 中頓別町狂犬病予防法施行条例の一部を改正する条例の制定について、議案第52号 中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一括5議案につきまして小林保健福祉課長に説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長(小林生吉君) それでは、私のほうからご説明をさせていただきたいと思えます。

これからご説明させていただく5本の条例につきましては、さきの定例会におきまして条例の法律等の改正に伴う改正漏れ等について、町長のほうから9月までに点検を行って提案するという趣旨でご答弁していると思えますけれども、それに沿いまして保健福祉課として所管をしております21本の条例につきましては、今申し上げた条ずれ、項ずれ等々について、点検できる範囲で行った上で、この5本について改正が必要ということで今回提案をさせていただくものであります。

まず、17ページでありますけれども、議案第48号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これにつきましては、21ページに改正の要旨といたしまして、医療費の助成対象に訪問看護の基本料金を加えるた

めの改正ということでありませう。これは、乳幼児の医療費の負担を全額町費で助成するという制度をとってありますけれども、この制度を導入した際に、今申し上げました訪問看護した場合についての基本料金は負担しなければならないという適用除外になっていたのです。それもありますので、本来の制度の趣旨にのっとりまして、これも助成の対象としたいということからの改正ということでありませう。

18ページ、改正の本文でありますけれども、中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

一部を次のように改正すると。

第2条第5号を削り、第6号を第5号、第7号を第6号とする。

第5条を削る。

第6条中「基本利用料、」を削り、同条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げるとするものであります。

内容については、新旧対照表でご確認をいただければと思います。

続きまして、議案第49号 中頓別町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これにつきましては、25ページでありますけれども、老人福祉法が改正になっておりまして、これに合わせた関係規定の整備するための改正ということでありまして、この条ずれ、項ずれが生じた原因の時期というのはちょっと特定ができなかった、大分古い段階でのものかなと想定されますけれども、申しわけありません。

23ページの改正の本文をごらんいただきたいと思ひますけれども、中頓別町老人福祉センター設置条例の一部を次のように改正するというので、第2条中「第14条第5項」を「第15条第5項」に改めるとするものであります。

続きまして、26ページ、議案第50号 中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この改正の要旨につきましては、29ページに書いてありますけれども、障害者自立支援法の規定に沿って審査会の名称を定める規定の追加を含めた関係規定の整備を行うということでありませう。

これにつきましては、条例の表題にありますとおり委員の定数等を定める規定というのは第16条にあるのですけれども、実際15条に基づきというような規定、第1条になっております。こういったことから、まず第1条においてそもそもの障害者自立支援法に基づく審査会の設置に関する規定、これが15条なのでありますけれども、その規定を第1条といたしまして、第2条にその設置した審査会の名称として中頓別町障害認定審査会とする規定を加え、さらに第3条で委員会の定数を5人とするというような趣旨での改正であります。

本文の27ページをごらんいただきたいと思ひますけれども、中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を次のように改正する。

第1条を次のとおり改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者自立支援法第16条の規定に基づき、同法第15条の規定に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数について定めるものとする。

第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

(名称)

第2条 審査会の名称は、中頓別町障害認定審査会とする。

(定数)

第3条 委員会の委員の定数は、5人とする。

以上であります。

続きまして、議案第51号、30ページでありますけれども、中頓別町狂犬病予防法施行条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これにつきましても、要旨、33ページに載せておりますけれども、狂犬病予防法施行令の改正、これは平成10年の改正ということでありまして、この段階で第2条の表中にあります第1条の規定が実際には第1条の2に変わって、この改正がなされなかったというものでありますので、今回改正をさせていただきたいということでありまして、

31ページ、本文をごらんいただきたいと思います。中頓別町狂犬病予防法施行条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「狂犬病予防法施行令第1条の規定による鑑札の再交付。」の項中「第1条」を「第1条の2」に改めるとするものであります。

最後、5件目でありますけれども、34ページをお開きいただきたいと思います。議案第52号 中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これにつきましても、改正の要旨は37ページにありまして、資源の有効な利用の促進に関する法律の改正に合わせた関係規定ということでありまして、この改正につきましては平成12年6月に行われた法改正の段階でのずれということでありまして、法律名そのものも変わっているものであります。

35ページ、本文を読ませていただきます。中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例(平成12年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改める。

第10条第1項中「同法第4項」を「同法第6項」に改める。

第26条中「法第6条の2第6項」を「法第6条の2第1項」に改める。

以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより一括して質疑を行います。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 議案第48号の中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の件についてお聞きをしたいと思います。

条例改正の中身に直接関係することではありませんけれども、この20ページのところに第6条というふうに変更しまして、保護者からの申請に基づき助成を行うものであるということが書かれております。以前にも一般質問でお聞きしたことはあるのですけれども、子供の医療費、ゼロ歳から中学3年生まで全額を助成する、所得制限なし、全ての子供ということになっているので、償還払い方式ではなくて現物給付方式、窓口負担ゼロという形にできないかということをお聞きしたのです。これは、子育て支援ということにも大きく関係してくると思うのですけれども、そのときの答弁では今までどおりをしたい、償還払い方式を続けたいということだったのですけれども、その理由として全国全ての医療機関と調剤薬局が対象なので、個別に委託契約することは困難である。それから、支払いの手数料が多額になる、その手数料の分を対象の拡大に充てたいと、そういうような答弁だったのです。結局現物給付はできないということだったのですけれども、やはり子育てを支援する、町民みんなで支援すると。それから、少子化に少しでも歯どめをかけるという意味では、保護者の方が望まれているような現物給付、病院にかかる。あと、何の手続もなくというか、自動的に医療費が振り込まれると、そういう方法にやはりすべきではないかと思うのですけれども、全国全ての医療機関が対象でなくてもいいと思うのです。少なくとも町立病院にかかった場合には償還払いではなくて現物給付ですよ、そのかわり町外の病院にかかったときは今までどおり償還払いですというような、そういう方式はとれないものでしょうか。事務手数料も何カ所かに払うみたいですが、病院に払う分が結構多額だと以前は聞いております。でも、町立病院だけに限定した場合は、町立病院に入るわけですから、よそへ行くわけではないので、一般会計からですか、町立病院に入ることによって、それは特別な町としての負担増、全体としては負担増というふうにもならないと思うのです。この辺、現物給付について今でも考えは変わりはないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 先ほど申し上げましたように、今回の条例改正に関しましては、法律等の改正が行われているのに町の条例がそれらに対応していないというところに限定した制度の見直しということまでのご提案をさせていただいたところです。過去の答弁のやりとりについても把握をしております、北海道の中でこれらの助成制度に対して現物給付の方式をとっている市町村、それからうちと同じように償還払いの方法をとっている市町村、それから町内限定で、今委員もおっしゃったようにやっている市町村もあるというような実態については、調査して整理されたものが既にあります。あと手数料等に関しては1件210円というのが基本になるのかなというふうに思います。平均的な月を見ると、これで全体がわかるかどうかというのはあれですが、1カ月抜き出してみると大体百数十件、それを簡単に換算すると2万5,000円ぐらいの経費もかかると

というようなことであります。ただ、これらに関しましては、まだ町長とも相談をしている案件ではありませんので、改めて今そういうご意見をちょうだいいたしましたので、するという前提までは踏み込めませんが、今後の取り扱いについて再度協議をさせていただくようにしたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 改正趣旨については全く問題ありません。改正しなければならぬと思うのだけれども、法改正の根拠が10年前、12年前の話になってしまうと、当時の担当者誰だったのよという話になりますよね。そんなことを言たって詮もないことなのだけれども、基本的にやっぱり職員としての緊張感の問題もあるだろうけれども、多分法改正に基づいて条例改正しなければならない場合は国や、または道から指示があるし、準則等も来るはずなのだ。これに対応していなかったというのは福祉関係だけではないと思うのです、私は。これは、だから今たまたま課長がかわって改めたときにこうだったというのはわかるし、それはよかったと思うのだけれども、その前の課長だったって一般的にはもう直っていることだろうという前提で仕事はしていたと思う。だから、その辺ご無理ごもつともなのだけれども、やっぱり変えるべきときの担当者がきちっとそれを把握していなかった。それは、管理職にある課長さん方にも当然それは周知する責任はあると思いますが、町長、たまたま福祉関係のものだけだったのだけれども、あと産業だとか観光だとか、そういった全領域でこれあるのではないかと気になってしまったのだけれども、いかがなものですか、対応は。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 今回の条例改正もそうでありますけれども、この関係については課長会議の中で現在の条例や規則や規定、それぞれ見直しをするように、点検をするようにという指示のもとに今回こういうぐあいに条例改正が出てきたわけであります。それです。ありますから、それぞれの課が自分の所属をする条例または規則、規定等々について点検をして、そして見直しをしなければならないものについては随時見直しをしていくと、こういうようなことでやっていますから、今後も12月までには何点か出る可能性はあると思います。そういうことで、総点検をそれぞれの所管がしているということでご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより議案第48号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第48号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

議案第49号 中頓別町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第49号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 中頓別町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

議案第50号 中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第50号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 中頓別町障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

議案第51号 中頓別町狂犬病予防法施行条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第51号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 中頓別町狂犬病予防法施行条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

議案第52号 中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例

の制定の件について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第52号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号 中頓別町廃棄物の処理及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号

○議長(村山義明君) 日程第18、議案第53号 中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野邑智雄君) 議案第53号 中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 中原産業建設課長。

○産業建設課長(中原直樹君) 議案第53号 中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

改正の要旨であります。41ページをお開きください。改正の要旨として、引用する地方税法の条が誤りであるため是正するものでございまして、40ページの新旧対照表で説明をいたします。

まず、現行で定義の第2条第3号の増改築、地方税法第37条第1項第7号及び第8号に定められたものをいう。改正で第3号、増改築、地方税法(昭和25年法律第226号)第73条第7号及び第8号に定められたものをいうに改めるものでございますけれども、この号については増築と改築の定義を定めているものでございますけれども、本来地方税法第73条としなければならないものを誤って第37条ということになったままになっていたということでございまして、それを73条に是正するための改正でございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

大変申しわけございませんけれども、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第53号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 中頓別町住宅建設促進助成条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号～議案第55号

○議長（村山義明君） 日程第19、議案第54号 中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第20、議案第55号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第54号 中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定について、一括柴田病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 柴田病院事務長。

○国保病院事務長（柴田 弘君） 議案第54号 中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

この条例につきましては、さきの定例会でご指摘のあった町長から指示を受けた病院事業条例の6本の条例を点検した結果、54号、55号の2本が整備する必要がある条例として上がっておりますので、今回提案させていただきます。

44ページの新旧対照表でご説明いたします。第1条につきましては、国民健康保険法が法律が昭和33年に全部改正されておりましたので、ここの部分については法律番号を改めるものであります。

それから、第3条第1項第4号につきましては、介護保険法の一部改正による条項の整理のため改めるものであります。

附則、この条例は、平成24年10月1日から施行する。

それから、議案第55号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

48ページ、新旧対照表でご説明いたします。第2条第1項につきましては、健康保険法の規定による医療に要する費用の額の算定方法が平成20年に廃止されておまして、新たに診療報酬の算定方法が平成20年厚生労働省告示第59号で制定されたため整理し、改めるものであります。

第2条第2項につきましては、健康保険法第86条第1項に規定する療養についての費用の額の算定方法が平成18年に廃止され、また高齢者の医療の確保に関する法律が保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法に統合されたため整理し、改めるものであります。

第3項につきましては、健康保険法の後に法律番号を追加するものであります。

第4項につきましては、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法に統合されているため削除し、同条の第5項を第4項に、第6項を第5項に繰り上げて改めるものであります。

附則ですが、この条例は、平成24年10月1日から施行する。「施行する。」という字が脱落しております。大変失礼いたしました。

以上、簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより議案第54号 中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第54号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 中頓別町国民健康保険病院条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

議案第55号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定の件について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第55号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号

○議長（村山義明君） 日程第21、議案第56号 平成24年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第56号 平成24年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、和田総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 和田総務課長。

○総務課長（和田行雄君） それでは、議案第56号 平成24年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

議案の1ページをお開きいただきたいと思います。平成24年度中頓別町一般会計補正予算。

平成24年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,435万4,000円を追加、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,328万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出からご説明いたしますので、7ページをお開きいただきたいと思います。7ページです。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費では、既定額に500万円を追加し、2,254万9,000円とするものでございます。内訳は、15節工事請負費におきまして外壁モルタルの剥落、剥がれて落ちるであります。屋根のトタンの飛散のおそれがあるなど老朽化が著しい旧消防庁舎の解体に500万円を新規計上するものでございます。

5目企画費では、既定額に95万4,000円を追加し、3,732万9,000円とするものでございます。内訳は、19節負担金補助及び交付金として生活交通路線パトロール車更新に係る天北線代替輸送連絡協議会への負担金を追加計上するものでございます。なお、負担金額は天北線転換交付金配分率によって算出されておきまして、財源充当は全額天北線代替輸送確保基金からの繰り入れとなっております。

8ページをごらんいただきたいと思います。3款民生費、1項社会福祉費、4目障害者福祉費では、既定額に104万1,000円を追加し、6,516万6,000円とするもので、23節償還金利子及び割引料で平成23年度分障害者自立支援給付費負担金94万5,000円及び障害者医療費道費負担金9万6,000円を返還するための追加計上でございます。

7目地域福祉対策事業費では、既定額に272万円を追加しまして、652万2,000円とするもので、地域住民や関係者が共同して行う高齢者、障害者らの支え合い活動を推進する地域支え合い体制づくり事業を実施するための予算計上でございます。内訳は、

今年度中に要援護者台帳の整備に着手し、要援護者地図台帳を作成するため7節、臨時職員の賃金として44万7,000円、インク、ロール紙代など11節需用費で16万円、13節システム導入委託料として180万6,000円、地図印刷用プリンター購入のために18節備品購入費30万7,000円を新規計上しております。

9ページをお開きいただきたいと思います。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費では、既定額に98万円を追加し、1億292万4,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金として合併処理浄化槽設置整備補助金、7人槽1基分を追加計上するものでございます。

6目診療所費では、既定額に100万円を追加し、192万円とするもので、13節委託料として歯科診療所改修工事設計委託料を計上するものでございます。

10ページをお開きください。7款商工費、1項商工費、2目観光費では、既定額に8万4,000円を追加し、6,265万3,000円とするもので、18節備品購入費に同額を計上しまして、ピンネシリ温泉管理人室のガス給湯器の取りかえを行うものでございます。

11ページをお開きください。9款消防費、1項1目消防費では、既定額に81万9,000円を追加し、1億2,587万5,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金として南宗谷消防組合負担金を追加計上するものでございます。

予算書の最後に資料がついておりますが、内訳につきましては昭和54年建設の消防吏員待機宿舎、住宅ですけれども、の浴室の湯舟とタイルが破損しているということに伴いまして、ユニットバス1基を設置するための予算計上でございます。

12ページをお開きください。10款教育費、5項保健体育費、3目寿野外レクリエーション施設費では、既定額に175万6,000円を追加し、1,981万5,000円とするもので、11節需用費で圧雪車キャタピラー附帯ベルトを交換するために128万3,000円、13節委託料で寿スキー場リフト総合点検業務のため47万3,000円を計上するものでございます。

5ページにお戻りください。歳出合計でございます。既定額に1,435万4,000円を追加しまして、29億1,328万5,000円とするものでございます。

続いて、歳入についてご説明いたします。6ページをごらんいただきたいと思います。15款道支出金、2項道補助金、1目民生費補助金では、既定額に272万円を追加し、977万8,000円となっております。内訳は、歳出、民生費でご説明いたしましたけれども、地域支え合い体制づくり事業の補助金として6節、272万円の全額が充当されるものでございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目天北線代替輸送確保基金繰入金では、既定額に95万4,000円を追加し、1,813万8,000円となりました。内訳は、1節天北線代替輸送確保基金繰入金として同額を追加計上するものですが、歳出の総務費、企画費でご説明のとおり、生活路線パトロール車更新の財源に充当されるものでござい

す。

19款繰越金、1項1目繰越金は、既定額に1,068万円を追加し、4,591万円とするもので、1節前年度繰越金として歳出一般財源に充当するものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。歳入の合計でございます。既定額に1,435万4,000円を追加し、29億1,328万5,000円とするものでございます。

以上、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 7ページの企画費の生活路線パトロール車について、もう少しちょっと詳しく説明していただけないですか。これは、宗谷バスで管理しているのかな。そういうパトロール車を見たことないのだ。見ても気がつかなかったのか。ちょっとその役割、パトロールだから点検なのだろうけれども、ちょっともう少し仕事の内容とかパトロール車の……パトロール車なるものはどういうものかちょっとお聞きします。

○議長（村山義明君） 遠藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（遠藤義一君） 今回のパトロール車でありますけれども、今国道も管理されている、開発さんでパトロール車が見られると思いますけれども、あれと同じようなものでありまして、今回につきましては当初から持っていたパトロール車が老朽化したことに伴って更新をしたいという申し出があつての更新手続ということであります。主な業務については、基本的にはバス路線に関する状況の把握と、冬期間等の路面状況の把握等に主に使われているものでありますので、皆さんおっしゃるとおり、こちらの路線まで常に来ているかということ、宗谷バスとしては見回りはしていますという話でありますけれども、我々もなかなかそういう機会に恵まれないというお話はさせていただいておりますが、いかんせん全体の管理という形でのパトロール車ということでありますので、本来でいくとちょっと腑に落ちないところありつつも、これはやむを得ず対応せざるを得ないというところがあつて今回の計上ということでありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 今申されたとおり、全く腑に落ちません。それで、それでは開発、それから土現、あれだけパトロールしていますよね。雪降ったらすぐ走って除雪車をいつ走らせるか、道路に何か落ちていたら、これはもう開発の責任になるからと、飛んでいってすぐ片づけますよね。宗谷バスがそれで足りないわけがないでしょう。土現なり開発に言えば情報は幾らでも入るわけでしょう。これこそが無駄でしょう。パトロールして情報を得るのなら開発なり土現と連絡をとって、常に連絡をとって道路状況を聞けば済むだけの話でしょう。だから、私宗谷バスが自分の利益を上げて自分で買って自分で車走らせるのなら別に何も言いません。何でそういうものに各地方自治体が負担しなければならない

の。やっぱりこれは無駄でしょうと。そういう話はやっぱり腑に落ちないのなら強く言って検討させる。そして、必要なものは開発、土現ときちっと連絡をとるようにこっち側からやっぱり指示をしていくということは必要なことなので、願わくは私はここでこれを削除した修正案を出したいぐらいなのだけれども、やっぱりせめてそういうふうに進めていくと。少なくとも今この買ったものをまた更新するなんていうことはないようにしていくべきだというふうに思いますので、そういう方向で話を進めていただけるかどうか考えをお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

まず、今柳澤議員から指摘をされたこと自体は、議員の皆様も同じ考えだろうと思います。私も同じ考えです。それで、今まで総会等にも村山議長も出席しましたけれども、私も言えば今道路状況については開発建設部がインターネットでも出していますし、携帯を登録すると携帯にも状況が瞬時に出される、こういうような話もお話をいたしました。また、この車についてはかなり規模が大きく高額なものであった、当時ですね……当時というか、更新をしたいというとき。私は、中頓別町のパトロール車を比較しながら、少なくとももう少し安いものでも十分間に合うと。ましてや開発さんが除雪をしないのにバスが出るということはありません。それと、さっき話がありましたけれども、中頓別町のほうで見たことないよ、こういう話もしました。しかしながら、大変ゆるくないのは、中頓別町1町が反対をしても、ほかの1市1町2村が賛成をすると、我々は反対し切れないのです、どっちかという。それと、もう一つは、平成元年にこのパトロール車だとか、それから機材の輸送の車を買うという確約書が入っているのです。入れてあるのです。それを見せられて、私も最終的には、言えば安い車で何とか宗谷バスさんも少しでも負担しなさいと、こういう話をして、結果的には車も小さくなりましたし、購入金額も下がって、宗谷バスさんが欲しい車の差額については基本的には宗谷バスさんが負担をしてでもいいと、こういう話まで今回来ました。そういうような状況のもとで、普通の……普通というか、ほかの町村はもう6月定例会なりに予算を計上していますけれども、中頓別町だけが文句を言って今まで延ばし延ばしにしたと、こういうような状況だということをご理解をいただいて、ぜひ皆さん方のご協力をいただければなと、このように思います。

○議長（村山義明君） 山本さん。

○6番（山本得恵君） 9ページ、4款衛生費の中の診療所費、設計委託料で100万というようになっておりますけれども、以前から診療所の問題はありましたけれども、以前はトイレが何か一番問題になっていたような気がしますけれども、今回どの辺まで改修するのか、ちょっと教えてください。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 別に配付させていただきました一般会計補正予算に関する説明資料、保健福祉課関係分のところで、この診療所改修後についてのイメージという

ことで図面をつけさせていただいたのですけれども、ちょっとそれをごらんをいただければというふうに思います。

図面のとおりなのですけれども、トイレを含め玄関スペースのバリアフリー化ということが今回改修するポイントでありまして、ちょっと玄関が高いので、スロープをつけて玄関まで車椅子でも上がれるようにすると。あわせて、トイレも車椅子で入れるような多目的トイレに改修をし、保健所から再三指導を受けているということでありましたので、カルテを保管するスペースを今より広く確保するといったようなところが今回の改修の考え方で、これを基本にしてこれから設計をしていくように考えていきたいということになります。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 今の歯科診療所の改修工事についてですけれども、改修後のイメージということで図面を見せていただいているのですけれども、細かいところですが、少し何点かお聞きしたいと思います。

予定としては、出入り口、引き戸になっているようですけれども、この引き戸は自動ドアになるのでしょうか、手動式なのでしょうか。

それから、ポーチまでたどり着くスロープが正面から入って右へ行ってカーブを曲がって方向転換してポーチのほうへ向かっていくと、こういう形ですけれども、右のほうから真っすぐ入っていくような形にはならない、できないのでしょうか。

それから、スロープからポーチにかけて屋根とか壁というのはどういうふうになるのでしょうか。ポーチは屋根ぐらいはあるかなと思うのですけれども、ちょっとした低い壁とか雪、雨に当たらないような、そういうものを防ぐ壁とかはどうなるのでしょうか。

それから、スロープの斜度というのはどのぐらいを考えていらっしゃるのか。

あと、中のほうで多目的トイレはとてもいいと思うのです。ベビーシートまで置いてあるということは大変いいと思うのですけれども、この多目的トイレの隅っこのほうにあるのは洗面台、手洗いなのかと思います。今までは待合室の隣というか、そのあたりに洗面台、洗面所があったのです。それがなくなると、ここ歯医者さんですので、トイレとは別にそういう洗面台、手を洗う、口の中を見る、口をゆすぐという、そういうものが、ちょっと洗面台がないと不便かなと思うのですけれども、どういうふうになるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 今回お示ししているのは、あくまでもイメージということで、今ご指摘いただいた点等につきましては、実際の設計業務の中で十分精査をして決めていく形になるかというふうに思います。まず、その点について踏まえていただければと思います。

あと、細かい点については中原課長のほうから補足をしていただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） まず、玄関の引き戸の件ですか、自動か手動かというこ

とでございますけれども、今考えているのは自閉式の引き戸というイメージでございます。役場のそこにあるような引き戸です。

あとスロープについては、右側のほうから真っすぐ入れないのかと。斜路の傾斜の関係も聞かれていましたけれども、車椅子で出入りするということになれば、最低でも12分の1の勾配が必要なものですから、そうなってくるとかなりの延長になります。そういうこともあって、敷地の関係もございまして、もともとの建物の関係もございまして、そういったスロープになるのかなということで今の段階ではそういった絵を描いております。

あとポーチやスロープの屋根についても今後検討しながら、その必要性の有無について結論がなされてから設計されるものだというふうに思います。

あと洗面台だとかが待合室にあったということでございますけれども、その辺についても必要なものはつけていくことになろうかというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 旧消防庁舎の解体工事について伺いたいと思うのですが、解体工事の費用については、それなりにきちんとした積算基礎を持っていることだろうとは思っているのですが、壊すのに500万は何かもったいないと思うのは私だけではないと思うのです。多分このままでいったら495万か6万ぐらいなふうに入札で落ちてしまうのではないですか。町内の業者の人も頑張ってもらいたいのはいいのだけれども、やっぱり解体については専門業者いますよね。中頓別町だって解体するのに旭川市から呼んだりしているのだけれども、この入札はどういう形態でやる予定ですか。その辺について、私町内業者の人もやってもらったほうがいいと思うのです。いいと思うのだけれども、どうもこの500万という価格を出してしまったら、それにより近い金額になってしまうだろうということが予測できるので、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 契約方式については指名競争入札で、地元業者の指名競争入札を考えております。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） それでは、これを見積もりを出すときに……見積もりというのか、計算するときに旭川市あたりの業者だったとしたら、果たしてどれぐらいでやるのかというようなこともやっぱり検討する余地があると思うのだ。そこら辺でそういうことも一応金額を出すときに考慮されているのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 解体の内訳でいえば、解体撤去に係る経費と産業廃棄物の運搬や処分費の内訳になるのですが、産廃の処分費についてはどこでもどこでも投げられませんので、一番近くにそのものを投げられる有利なところの処分場で積算をしていますし、あと解体撤去の経費については、基本的には道から出ている歩掛かりに基づいて積算を行っております。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 私はそれを聞いているのではなくて、旭川市あたりの、別に旭川市にこだわるわけではないですけども、いわゆる専門的に解体工事をやっている業者というのはたくさんありますよね。その方々が、例えば一般家庭を、いわゆる解体するとき道に道の積算数なんかを使って町民の方とお話ししますか。いや、幾ら幾らです。もっとまかりませんか。いや。では、ほかの業者当たります。いや、それでは困ります、下げますとかという話になるわけでしょう。一般の専門にやっている人が常に道の数字だとか国の数字を引っ張り出して、道の単価はこれだけですなんて町民とやらないわけでしょう、住民と。だから、この500万というのがそういう視線に立っても妥当な数字と言えるのかどうかということを聞いているのです。

これ担当する業者は高ければ高いほどいいに決まっているのだから、多分入札したら、さっき東海林さんが言ったような数字になると、私もそう思います。だけれども、旭川市に頼んだら100万下がるかもしれないでしょう。だから、そういうことも検討の中に考慮されているのかと。旭川市と同じにやりなさいと私も言いません。だけれども、もう50万下がったりということはあり得るわけでしょう。道のもの、そんなもの使ったら、そんなもの誰が計算したってこういう数字になるのでしょうか。だから、そういうことも考慮しているのかということを聞いているのです。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 500万というのは予算額でありまして……

（何事か呼ぶ声あり）

○産業建設課長（中原直樹君） 設計金額に近いものがありますけれども、あくまでこれは設計金額を算出する、今の段階では当然設計金額を算出するために、先ほど言ったように道の歩掛りだとか近隣町村の処分費だとか、そういったものから設計金額が成り立ってきます。執行額というのは、先ほどから言っていますけれども、入札に付して、それで執行されるわけで、5万ぐらいしか下がらないとかというのはあくまでも憶測の範疇でございまして、あくまで入札に付して、執行額が決まってくるので、今の段階で旭川市のほうと比べて高いかだとか安いだとか、その参考にしてだとかということとはちょっと言えないし、今の設計の段階ではその旭川市のほうの業者から見積もりをもらうだとか、そういった行為は行っておりません。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 3回目なのでこれでやめますけれども、それは確かにこれが最終金額でないことはわかる、これから入札かけるのだから。だけれども、要はここで500万ということを議決するということは、500万以内ならいいですよということでしょう。問題は、そこを言っているのです。ひょっとしたら450万になる可能性があるのではないかということなのだ。だから、ここで500万以内ならいいですよと言う前に450万のできるのではないか。だったら450万以内ということになるわけでしょう。これが基

準になって入札ということになるでしょう。そうしたら、445万で落ちるかもしれない。そういうことを言っているのです。だから、何も最終的でないことはわかるよ。だから、地元の業者もいやいや、こんな500万なんか要らない、私300万でやるわと言うなら、これはご立派なことですけども、現状を見るとちょっと考えにくいかな、そういうふうになるのは。だから、こういうときの金額を出すときには、しっかりしたやっぱり物を調べて、そして金額を設定していかないと、大体この金額に落ちつくのが現状でしょう、今までずっとどれを見たって。7割に落ちたなんていうもの、何かありますか。大体95とか97とか、そして入札の中身を教えてくれたらみんな5,000円ずつ下がっていたなんて、普通一般的にやらせたら5,000円ずつ違いますなんていうことあり得ないでしょう。だから、そのことを言っているのです。だから、もう少しほかの業者あるいは専門にやっていた業者ならどれぐらいでできるのか。では、中頓別町で見ているのは高過ぎないかという検討をしているのかと聞いているのです。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） これから予算を通していただければ、これから正規な形で設計をいたしますので、その段階でもう少し考えられるような面があれば考えながら設計をしてみたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 言い出しっぺだから……今まだ柳澤さんが納得していないと思うのです。私も500万が高いのか安いのかもわかりません。ただ、今までの公共物、例えばいろんな公共物を解体してきたけれども、おい、そんなにかかるのかとかというのが住民の一般的な反応なのです、これは。だけれども、仕方がないのだろうなというふうにみんな思いながらいるのだけれども、これがつくるものとか買うものであれば割といいのだけれども、壊すものなものですから、これはなるべく経費としても節減してほしいなと思う気持ちが住民の中にはあるわけです。それで、私も思うのだけれども、少なくとも町で予算化するときに、ある基準を、道単価なんていう基準ではなくて、業者として請け負う基準、それが幾らぐらいなのか、どこか聞けないの、そんなの。聞けるでしょう、札幌市の業者でも旭川市の業者でも。ここまできて高いからこの業者に頼んだほうがいいというのなら、それは一番いいし、何かそういう指標みたいなものを町としてとっているのかという話。その指標があって、この金額であるということであれば、それはそれでいいよという話になると思います。だから、私はこれよりも高かったら事業はできませんけれども、安くは若干のものはなると思うのだけれども、やっぱり問題はこれから予定価格を決めるわけだから、その予定価格を決めるにおいて他の実績等々も検討しながら、これは町長きちっとやらないと、やっぱり後々住民から高いのではないかとかと言われることになるので、ひとつ十分その辺は検討してやっていただきたいなと思います。

あと運用の問題だ。町長、今までの議員たちの発言聞いていてわかるだろうと思う。どういふことでやっていくのが一番いいのか。もう町長にお任せです、これは。だから、こ

ここで予算をどうこうするというようなことは言いません。高いとか安いとかというのわからないで言っているのですから、我々は。ただ、そのやり方として住民に後々言われないうように、これが適正価格ですよという価格を予定価格として示していただければ、それはそれでいいと思います。その辺どうですか。

○議長（村山義明君） 野邑町長。

○町長（野邑智雄君） まず、担当課から指名競争入札ということでありまして、指名選定するのは私が指名選定するわけでないので、どこどこを指名しなさいという指示はできない、はっきり申し上げて。そういう中であって、指名選定委員長もいることでありますから、きょうの話を聞きながら、どういう指名選定がいいのか、そういうことも含めて検討して、1つは今お話を聞くと、町外の業者も入れて入札をすることによって安くなるのではないかと、こういうような意見でなかろうかなと思いますから、そういうものも含めて指名選定委員会の中で指名をするときにもう少し議会の意向を尊重するように検討してもらおうと、こういうようなことを私から委員長のほうにお話をするという程度しか私がああやれという指名の実権が今あるわけでありませぬので、皆さん方のご意向を尊重して何とか期待に応えられるように指名するようにと、こういうお話をさせていただきます。

○議長（村山義明君） ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第56号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 平成24年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。議場の時計で3時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時45分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

◎議案第57号

○議長（村山義明君） 日程第22、議案第57号 平成24年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第57号 平成24年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） それでは、議案第57号 平成24年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。平成24年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,163万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

最初に、事項別明細でご説明を申し上げます。7ページをごらんいただきたいと思います。9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、4目退職被保険者還付加算金でありまして、平成23年度分の退職者医療交付金の返還金として精算の結果95万4,000円を支払うための23節で償還金利子及び割引料を計上するものであります。

第1表、3ページをごらんいただきたいと思います。既定額3億1,067万7,000円に95万4,000円を補正し、3億1,163万1,000円とするものであります。

続きまして、事項別明細、歳入、6ページをごらんいただきたいと思います。7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金でありまして、前年度の繰越金を95万4,000円追加、1節その他繰越金として計上するものであります。

第1表、4ページをごらんいただきたいと思いますけれども、歳入につきまして既定額3億1,067万7,000円に補正額95万4,000円を追加し、3億1,163万1,000円とし、歳入歳出を合わせているところであります。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第57号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 平成24年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号

○議長（村山義明君） 日程第23、議案第58号 平成24年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第58号 平成24年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきましては、中原産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第58号 平成24年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算。

平成24年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ9,862万4,000円とするものとさせていただきます。

7ページの歳出からご説明をいたします。1款下水道費、1項総務管理費、1目一般管理費について、既定額に24万6,000円を追加し、3,003万1,000円とするものとさせていただきます。内訳につきましては、18節備品購入費で下水道管理センター水質試験用超音波洗浄機24万6,000円を購入するものとさせていただきます。この水質試験用超音波洗浄機につきましては、現在の機器については平成12年の2月から使用をしております。使用開始から12年半経過しております。使用内容につきましては、水質測定に使用するピーカーやメスシリンダー等の器具類の洗浄に使用するものとさせていただきます。それで、現在の機器においては経年劣化により制御電気基盤が故障し、修繕不能な状態にあります。下水道の流入水や放流水については、下水道法上水質測定を行う必要がありますが、ピーカー等容器の超音波洗浄を行わなければ正確な水質測定ができなくなるため、購入が必要であるものとさせていただきます。

続きまして、6ページ、歳入についてご説明をいたします。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料について、既定額に24万6,000円を追加し、2,782万円とするもので、内訳につきましては1節現年度分で下水道使用料を24万6,000円を追加するものとさせていただきます。

4ページの下段、歳入合計9,837万8,000円に24万6,000円を追加し、9,862万4,000円として歳入歳出のバランスをとっているものとさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第58号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 平成24年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号

○議長（村山義明君） 日程第24、議案第59号 平成24年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第59号 平成24年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、小林保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 議案第59号についてご説明申し上げます。

平成24年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算であります。

1ページをごらんいただきたいと思います。平成24年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,227万6,000円とするものであります。

まず、事項別明細からご説明を申し上げたいと思います。7ページをお開きください。歳出、4款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、2目償還金であります。平成23年度分の地域支援事業交付金の国庫の返還金、それと道費の返還金、国庫につきましては23万5,000円、道費につきましては11万8,000円、合計で35万3,000円を23節償還金利子及び割引料として増額補正をさせていただくものであります。

第1表、歳出、3ページでありますけれども、既定額1億9,192万3,000円に対しまして35万3,000円の増額補正を行い、1億9,227万6,000円とするものであります。

続きまして、歳入の事項別明細でありますけれども、6ページ、6款繰入金、2項基金

繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金ということで、今申しあげました基金からの繰入金35万3,000円を追加計上させていただくものでありまして、第1表、歳入は2ページでござんいただきたいと思っておりますけれども、既定額1億9,192万3,000円に対して35万3,000円を増額補正し、1億9,227万6,000円とし、歳入歳出のバランスをとっているところであります。

簡単でありますけれども、説明を終わらせていただきたいと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 国庫と道費のほうへ返還ということですが、地域支援事業で返還が生じたわけを伺います。

それから、その財源となっているのが介護給付費準備基金ということですが、この準備基金をこういう返還金なんかにも充てられるものでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林保健福祉課長。

○保健福祉課長（小林生吉君） 毎年この地域支援事業の交付金に関しましては、当初予算のベースとして交付申請を行って、翌年度においてこれらに関する精算が行われて、多い場合は返還、足りない場合は追加交付をいただくというような取り決めになっておりまして、この交付金の充てられている地域支援事業でありますけれども、介護予防事業で運動機能向上とか口腔機能向上とか、そういったような介護予防事業に充てて、最終的に精算が行われたということでありまして、これらについてはほぼ計画どおりの執行しているところでありまして、当初予算ベースと、最後この交付金の算定の中でこういう乖離がちょっと生じたということでありまして、毎年こういう精算が行われているというふうにご理解をいただければと思います。

あと基金の繰入金という形で今回財源を充当させていただいております。本来であれば、決算をする際に繰越金としてこの分を留保できればよかったのでありますけれども、ちょっと私も不明なところがありまして、その分の一般財源を含めて、繰越金としてはそれらを残さないように戻したといったような経緯がありまして、今回の繰入金につきましてはこの基金からということで充当させていただいたということでありまして、基金の充当として問題があるかということについては、問題はないというふうに思っております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第59号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 平成24年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第8号

○議長(村山義明君) 日程第25、認定第1号 平成23年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第26、認定第2号 平成23年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第27、認定第3号 平成23年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第28、認定第4号 平成23年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定の件、日程第29、認定第5号 平成23年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第30、認定第6号 平成23年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第31、認定第7号 平成23年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第32、認定第8号 平成23年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題とします。

本件について、簡略に提案理由の説明を求めます。

野邑町長。

○町長(野邑智雄君) 平成23年度各会計の総括的な説明をさせていただきたいと思えます。

まず、23年度の8会計の予算総額につきましては50億2,421万5,000円でありまして、収入済額が50億4,703万3,000円、そのうち支出済額が48億8,844万6,000円でございます。この結果、収支残額につきましては1億5,858万6,000円となりました。

なお、平成24年度に繰り越して利用する額が54万2,000円ありますので、最終的な収支の残額につきましては1億5,804万4,000円となったところであります。

以上、簡単でありますけれども、総括的な説明にかえさせていただきます。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎特別委員会設置の議決

○議長(村山義明君) お諮りします。

ただいま議題となりました認定第1号から第8号は、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思えます。なお、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を委任、付与したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第8号については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を委任、付与することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託することとした認定第1号から第8号については、会議規則第46条第1項の規定により、会期中に審査を終了するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第8号の決算認定については、会期中に審査を終了するよう期限をつけることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時14分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

◎休会の議決

○議長(村山義明君) お諮りします。

本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長(村山義明君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 4時14分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員